

品川区 大井町駅周辺地区バリアフリー計画

平成27年3月

品 川 区

目次

はじめに	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 バリアフリーに関する社会動向	2
(1) 国におけるバリアフリーに関する動き	2
(2) 東京都におけるバリアフリーに関する動き	4
2 品川区における現状と課題	6
(1) 区民の状況	6
(2) まちづくりの方向性	7
(3) バリアフリーに関係する計画等の策定と取組状況	8
(4) バリアフリーの整備課題	10
第2章 品川区におけるバリアフリー計画の趣旨	11
1 目的と位置づけ	11
(1) 目的	11
(2) 位置づけ	11
(3) 計画で定める事項	12
(4) 品川区におけるバリアフリー計画の今後の展望	12
2 基本目標と基本方針	13
(1) 基本目標	13
(2) 基本方針	14
第3章 重点整備地区の設定	15
1 本計画で定める重点整備地区	15
(1) 重点整備地区とは	15
(2) 本計画で定める重点整備地区	15
(3) 大井町駅周辺地区の選定理由	16
2 重点整備地区の設定	20
(1) 設定の流れ	20
(2) 生活関連施設の設定	21
(3) 生活関連経路の設定	23
(4) 重点整備地区の設定	24
3 重点整備地区におけるバリアフリー化の現状	27
(1) 生活関連施設のバリアフリー化の現状	27
(2) 生活関連経路のバリアフリー化の現状	30
(3) まち歩き点検調査結果から見たバリアフリー化の現状	32

第4章 重点整備地区の整備方針	36
1 整備方針	36
(1) 生活関連施設の整備方針	36
(2) 生活関連経路の整備方針	37
(3) 心のバリアフリーの取組方針	38
2 目標年次	39
3 特定事業とその他の事業	40
(1) 公共交通特定事業	40
(2) 道路特定事業	41
(3) 都市公園特定事業	42
(4) 建築物特定事業	42
(5) 交通安全特定事業	43
(6) その他の事業	43
4 ソフト施策	44
(1) 人材育成と啓発活動の推進	44
(2) 地域が一体となったマナーの向上	44
(3) まちなかの移動に関する利便性の向上	45
(4) その他の取組	45
5 事業等の推進に向けて	46
 資 料 編	
◇「大井町駅周辺地区バリアフリー計画策定協議会」構成員名簿	50
◇策定の経緯	51
◇「大井町駅周辺地区バリアフリー計画策定協議会」における協議経緯	51
◇品川区バリアフリー計画策定協議会設置要綱	52

はじめに

我が国は、世界に類を見ない速さで高齢化が進み、平成26年8月1日現在、人口約1億2,712万人に対し、高齢者人口約3,281万人で、高齢化率は25.8%と4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えています。今後も高齢化が一層進展することにより、まちなかでの移動に制約がある人が増えることが予測されるなか、ノーマライゼーション理念に基づくまちづくりの重要性が高まっています。

国においては、平成18年に制定した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、だれもが利用しやすく、移動しやすいバリアフリーのまちづくりのための取組が進められています。

品川区においても、高齢者や障害者を含むすべての人にやさしいまちをつくるため、平成9年3月に「品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画（以下、推進計画）」を策定し、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化、やさしいまちガイドマップなどの作成に取り組むとともに、中延複合施設周辺地区や都南病院跡地周辺地区での当事者参加による面的なバリアフリー環境の整備などにも力を入れてきました。

平成20年3月には、推進計画の改定版である「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を策定し、バリアフリーの考え方より一歩先となるユニバーサルデザインの考え方のもと、すべての人ができる限り快適で安全・安心に過ごせるやさしいまちづくりに必要な取組をハード及びソフトの両面から進めています。

平成27年1月1日現在、品川区の人口は37万2,077人であるのに対し、高齢者人口は7万8,285人で、高齢化率21.04%と、全国平均よりは緩やかなものの、急速な高齢化が進んでおり、今後も、団塊世代の高齢化などにより高齢者数が増加するほか、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯についても増加が見込まれています。

さらには、羽田空港の国際化や新幹線の品川駅開業、品川駅のリニア中央新幹線始発駅決定（平成39年開業予定）などをきっかけに、品川区は東京の表玄関としての国際都市をめざしており、品川駅周辺でのまちづくりの機運も高まっています。また、2020年（平成32年）にはオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定し、今後ますますさまざまな方が品川区を訪れることが予測されるなか、より一層のバリアフリー化の推進さらにはユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

第1章 計画の策定にあたって

1 バリアフリーに関する社会動向

(1) 国におけるバリアフリーに関する動き

1) バリアフリーに関する法整備

国では、まず、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称、ハートビル法）」が制定され、不特定多数の人ならびに高齢者や身体障害者が利用する一定規模以上の建築物のバリアフリー化が進められてきました。本法律は、平成15年に改正され、特定建築物の範囲が拡大されるとともに、一定規模以上の不特定または多数が利用する建築物について、移動円滑化基準への適合が義務付けられました。

一方、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称、交通バリアフリー法）」が制定され、鉄道やバス等の公共交通機関と、鉄道駅等の旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化が進められてきました。

このように、2つの法律で進められてきた生活環境のバリアフリー化を、より一体的・総合的に進めるために、2つの法律を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称、バリアフリー法）」が平成18年に制定されました。

また、平成25年11月には、国民生活及び経済活動にとって必要不可欠な基盤である交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために検討が進められていた「交通政策基本法案」が可決・成立しました。今後、本法に基づく基本計画の策定が予定されており、生活交通の確保やバリアフリー化などについても国の基本的な方針が示される見通しとなっています。

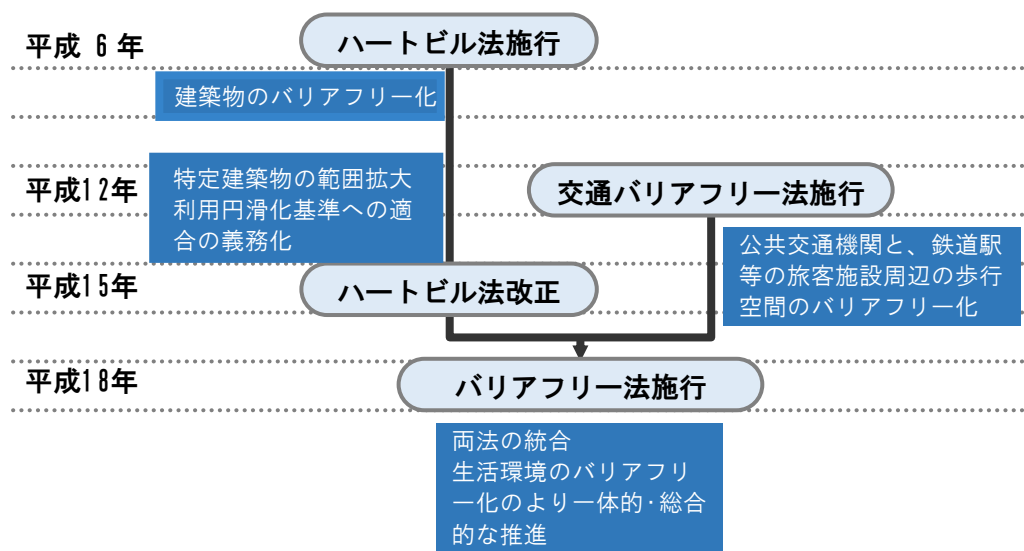


図 バリアフリーに関する法整備の経緯

2) バリアフリー法の趣旨

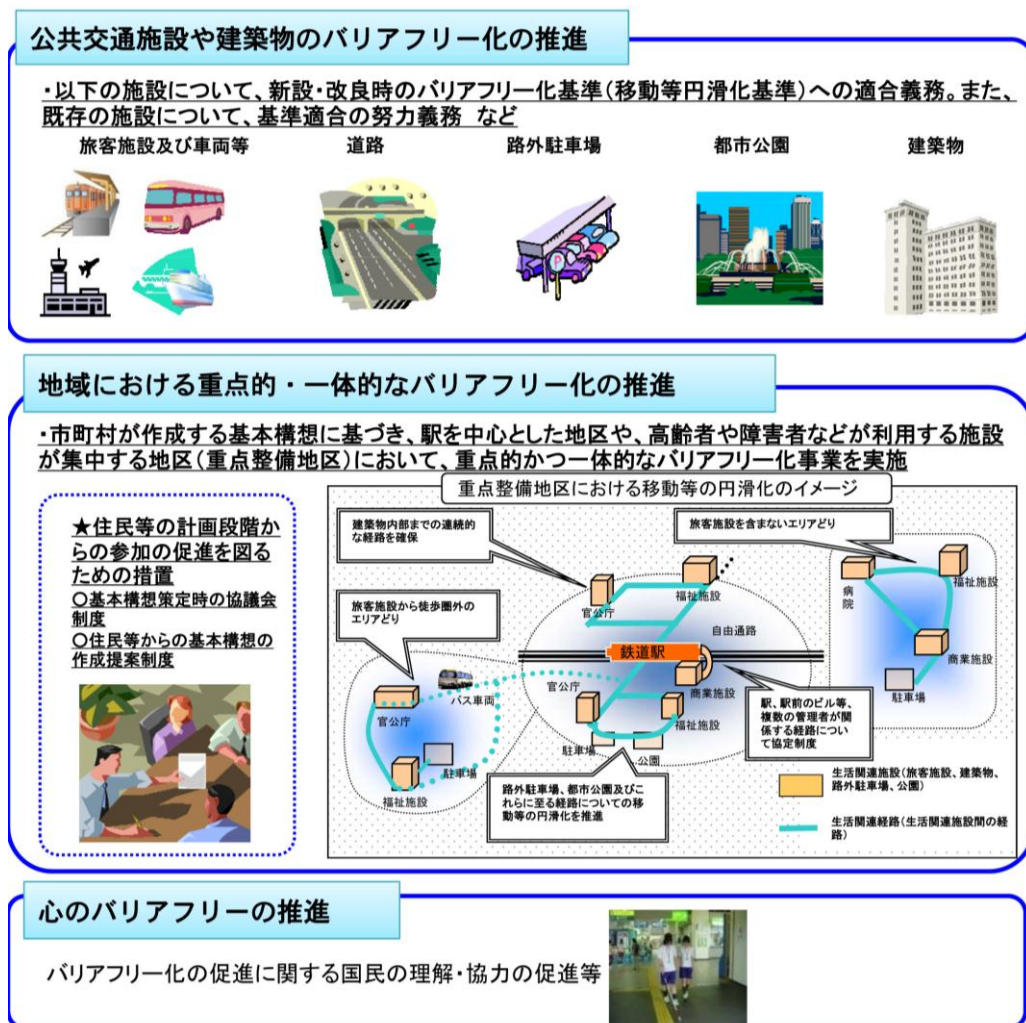
①目的

バリアフリー法は、高齢者、障害者等の移動や施設の利用上の利便性・安全性の向上を促進することで、公共の福祉の増進に資することを目的としています。

②概要

バリアフリー法では、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

また、国民に対して、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性についての理解と協力を求めるなど、心のバリアフリーについても定められています。



（出典：国土交通省ホームページ）

図 バリアフリー法の概要

(2) 東京都におけるバリアフリーに関する動き

1) バリアフリーに関する条例等の整備

東京都では、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例（通称、福祉のまちづくり条例）」を制定し、東京で生活するすべての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できる「やさしいまち東京」の実現をめざしバリアフリー化を進めてきました。

その後、平成15年にバリアフリー化を義務付ける建築物を定めた「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（通称、建築物バリアフリー条例）」を制定し、平成18年のバリアフリー法の制定にあわせて、その改定を行いました。

さらに、平成21年の福祉のまちづくり条例の改正では、ユニバーサルデザイン^{※1}の理念に立ったまちづくりを進めることが明文化され、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの実現をめざしています。

2) 建築物バリアフリー条例の趣旨

①目的

建築物バリアフリー条例は、バリアフリー法第14条第3項の規定により、特別特定建築物^{※2}に追加する特定建築物^{※3}その他必要な事項を定めるものです。

②概要

建築物バリアフリー条例では、下記の事項について定めています。

▽義務付け対象とする用途の拡大

バリアフリー法で定める特別特定建築物に加え、共同住宅、学校等の特定建築物にもバリアフリー化を義務付けています。（確認申請が必要）

【建築物バリアフリー条例で義務付け対象となる用途】

バリアフリー法で定める
特別特定建築物

不特定多数、又は主として高齢者、障害者等
が利用する建築物特定施設^{※4}の部分が対象



建築物バリアフリー条例で定める
特定建築物

多数の者が利用する建築物特定施設の部分が対象

▽対象規模の引き下げ

バリアフリー法で定めるバリアフリー化の義務付け対象となる規模
(2,000㎡)の要件を引き下げ、特別特定建築物の用途に応じて、全ての規
模、500㎡以上、1,000㎡以上としています。

▽整備基準の強化

¹ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げること。

² 特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。（バリアフリー法）

³ 特定建築物：学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設も含む。（バリアフリー法）

⁴ 建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で、政令で定めるもの。（バリアフリー法）

バリアフリー法が定める建築物移動等円滑化基準に上乘せし、だれもが利用しやすい建築物に係る経路の規定を強化するとともに、ベビーチェア・ベビーベッドや授乳室といった子育て支援の整備を求めています。

3) 福祉のまちづくり条例の趣旨

①目的

福祉のまちづくり条例は、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で、安心して、快適に暮らすことや訪れることができる社会の実現を図ることを目的としています。

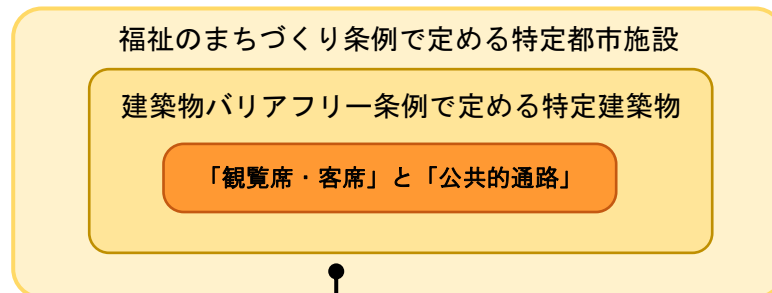
②概要

福祉のまちづくり条例では、以下のように、建築物バリアフリー条例よりも対象を広げています。

▽対象範囲の拡大

建築物バリアフリー条例に比べ、対象とする建築物（特定都市施設^{※5}）の用途や規模をより広範に定めるとともに、「観覧席・客席」と「公共的通路」といった建築物バリアフリー条例にはない整備項目を設けています。

【福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例の対象範囲イメージ】



【建築物バリアフリー条例には含まれない、福祉のまちづくり条例の対象建築物】
例）500㎡未満の物販店、飲食店、2,000㎡以上の事務所、寄宿舍 等

▽対象行為の拡大

福祉のまちづくり条例では、対象となる建築物を新築、増築、改築、用途変更をしようとする場合に加えて、大規模の修繕、大規模の模様替えをしようとする際にも、区市町村に届出が必要です。

⁵ 特定都市施設：病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設のうち、東京都規則で定める種類及び規模のもの。（福祉のまちづくり条例）

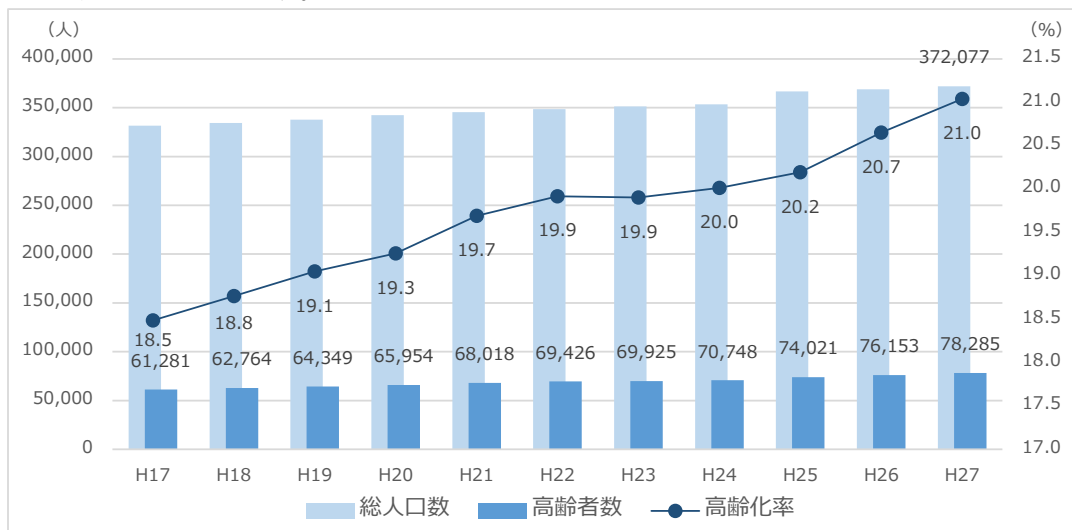
2 品川区における現状と課題

(1) 区民の状況

1) 高齢者数の増加

総人口数・高齢者数ともに増加を続けており、平成27年1月1日現在、総人口372,077人、高齢者78,285人となっています。

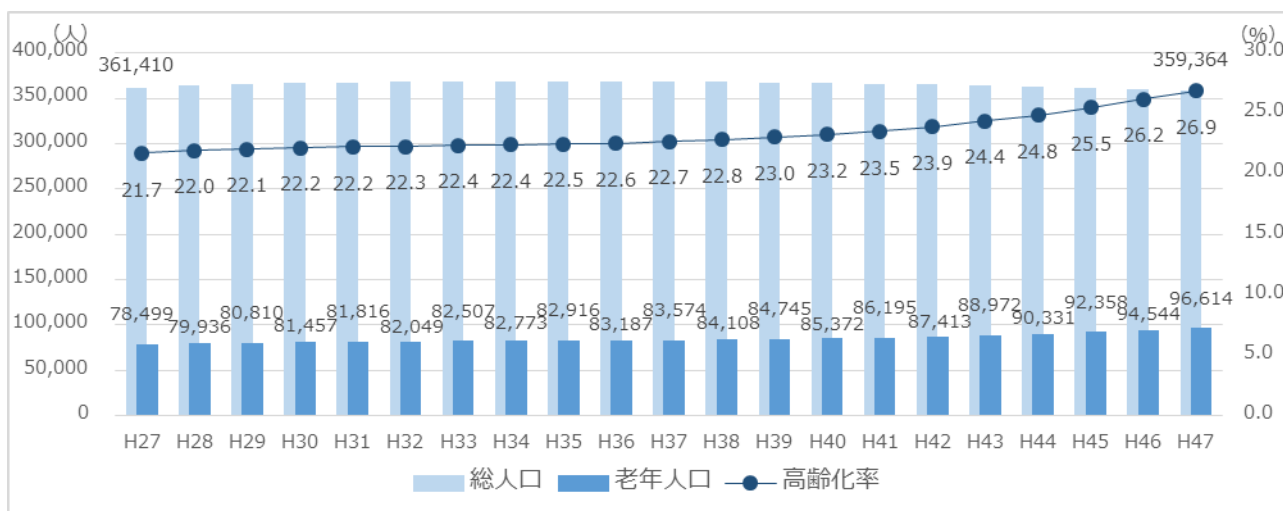
特に、高齢者数の増加は著しく、高齢化率も年々増加を続け、平成27年1月1日現在、21.04%となっています。



※住民基本台帳（各年1月1日現在）

図 品川区の人口数・高齢者数・高齢化率の推移

さらに、今後も、団塊世代の高齢化などにより高齢者数が増加するほか、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯についても増加が見込まれており、平成44年には品川区に住む4人に1人が高齢者となると予想されています。

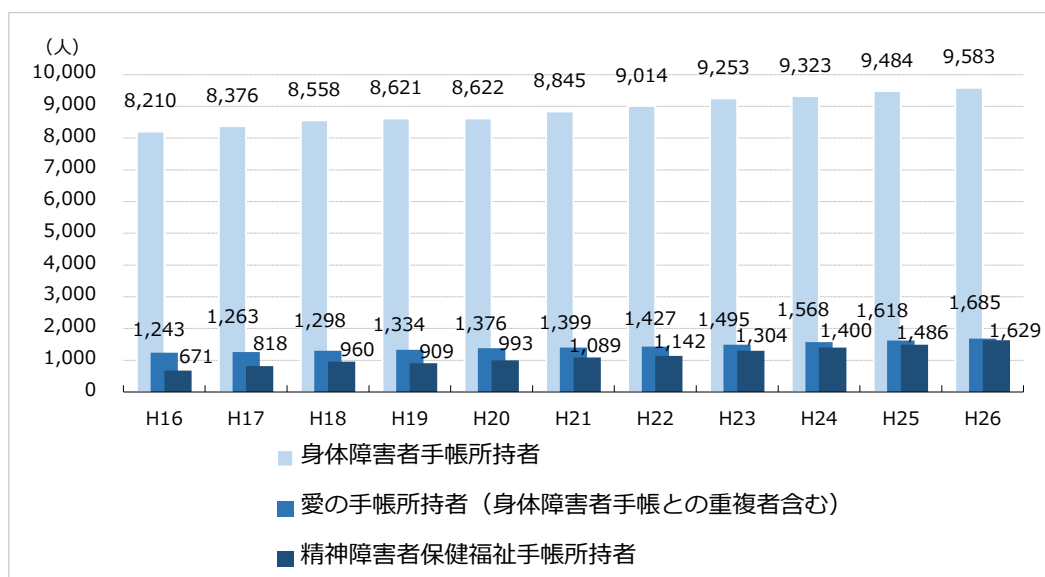


※第1回品川区長期基本計画改訂委員会（H25.6.13）資料より作成

図 品川区の総人口、高齢者数、高齢化率の推移と推計

2) 障害者数の増加

障害者手帳所持者数（身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数の総数）は増加を続けており、平成26年に12,897人となっています。



※「品川区の福祉（各年3月31日現在）」

図 品川区の障害者手帳所持者数の推移

（2）まちづくりの方向性

1) みんなで築く健康・福祉都市の実現

全国的に高齢化が進行し、超高齢社会が到来しているなか、現在の品川区には30歳代の人口が一番多く、今後壮年層として健康な家庭を築いていくことが期待されています。このような人口動態を踏まえると、だれもが健やかに生きがいをもって暮らし続けることができるよう、健康や福祉、社会参加などがさらに重要な政策課題になるものと思われます。

これらはいずれも容易に実現できるものではなく、とりわけ高齢者や障害者など、そしてその家族が安心して暮らせる福祉のまちをつくることは、行政のみの努力で達成できるものでもありません。

そこで、品川区は、「みんなで築く健康・福祉都市」を将来あるべき都市像の1つに掲げ、地域に身近な基礎自治体として、区民の声をよく聴き、相互の信頼と協力関係を築きながら、区民とともにこの都市像の実現に全力を挙げることを品川区基本構想に示しています。

また、品川区長期基本計画【改訂版】（平成26～30年度）においては、基本政策3-4-2「すべての人にやさしいまちづくりを推進する」の中で、「ユニバーサルの普及啓発」や「道路バリアフリー事業」などを、都市像実現に向けた計画事業として位置づけています。

今後も急速な高齢化の進行が予想されるため、品川区ではさらなる福祉のまちづくりの推進が求められていくことになります。

2) 暮らしが息づく国際都市の実現

品川区は、まちの随所で今なお下町の風情が見られるように、生活者の都市として37万人を超える区民それぞれの暮らしが息づくまちであるとともに、昼間人口は50万人に達し、さまざまな人びとが働き、学び、憩うまちでもあります。

また、近年では、羽田空港の国際化や新幹線の品川駅開業のほか、臨海高速鉄道の開通、目黒線と南北線・三田線の相互乗り入れ、武蔵小山駅への急行停車、品川・大崎地区を中心とする住宅とオフィスの建設等が行われ、品川駅がリニア中央新幹線始発駅に決定する（平成39年開業予定）など、今や品川区は東京の表玄関であると同時に、東京の繁栄を担う人びとが活躍する都市へと発展しました。

しかも、品川区の昼夜間人口は、当分の間増加することが予測されており、東京における品川区の地位は、今後さらに重みを増すものと思われます。

そのようななか、品川区は、「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」ことを区政の基本理念の1つに掲げ、生活都市と国際都市の両面をもつ個性的な都市となる力を十分に発揮させることで、暮らしやすさと繁栄のための政策を推進することを品川区基本構想において示しています。

さらに、2020年（平成32年）には、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定し、羽田空港からのアクセスもよく、さまざまな競技会場への交通利便性が高いことに加え、区内にも競技会場が設置されることが予定されている品川区では、国内外を問わず多数の選手や観戦者が訪れることが期待され、ますます国際化の動きが加速することが予測されます。

（3）バリアフリーに関係する計画等の策定と取組状況

1) 品川区まちづくりマスタープラン（平成25年2月）

都市計画の方針を定めた「品川区まちづくりマスタープラン」において、8つのまちづくりの目標の一つとして「すべての人にやさしい便利で安全な交通・歩行環境の整備」を掲げ、歩道のバリアフリー化や公共交通施設におけるユニバーサルデザインの促進によるすべての人にやさしいまちづくりをめざすことを示しています。

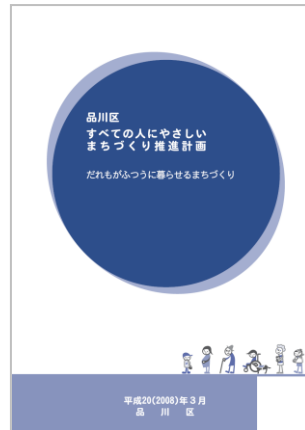
2) 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画（平成20年3月）

高齢者や障害者を含むすべての人にやさしいまちをつくるため、平成9年3月に推進計画を策定し、公共交通機関や歩行空間のバリアフリー化、やさしいまちガイドマップの作成などに取り組んできました。その後、国における「ユニバーサルデザイン政策大綱」、「バリアフリー法」などの制度・施策の充実が図られ、ハード整備にとどまらないバリアフリーの推進が進められています。

これらの社会変化や動向を踏まえ、ハード整備と同時に心のバリアフリーを含むソフトの施策をより充実していく必要があることから、平成20年3月に計画の見直しを行い、「だれもがふつうに暮らせるまちづくり」を基本理念として、さまざまな側面からのバリアフリーやユニバーサルデザインの推進に取り組むことを示した「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を策定しました。



品川区まちづくりマスタープラン



品川区すべての人にやさしい
まちづくり推進計画



工事中の歩行者のためのユニバ
ーサルデザインガイドライン

3) 品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱（昭和 53 年 3 月）

高齢者や障害者などを含めたすべての区民が、不特定多数の用に供する建築物等を支障なく利用できるよう、建築主等の協力を得て整備することにより、福祉のまちづくりを推進することを目的として、品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱を定めています。この要綱では、「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」または「品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱」が適用され、かつ、「東京都福祉のまちづくり条例」の適用を受けない規模の建築物に対して、各整備項目における建築指針を示しています。

4) 工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインガイドライン（平成 24 年度）

推進計画の重点事業である「工事中の歩行者のためのユニバーサルデザインのルールづくり」のため、工事中における「歩行者（車いす利用者等を含む）」の安全を確保するために施工業者が講ずべき対応について示したガイドラインを作成しています。

特に区が発注する工事では、施工業者が本ガイドラインに基づく措置を講じるよう、発注図書に明記することで、工事中であっても歩行者が危険を感じる事がなく、かつ、あらゆる人に対してスムーズに通行ができる歩行空間を提供することをめざしています。

5) 品川区サイン基本マニュアル（平成 22 年 3 月）

イメージアップ運動の一環として、「区民に街を快適にわかりやすく案内する」ため、公共サインのあり方を検討整理し、平成 6 年 3 月に「品川区街のサイン基本マニュアル」を定めました。

その後、ユニバーサルデザインの考え方や新しい技術・素材、景観の観点や持続可能なサインの管理などの要素を加えた新しい「品川区サイン基本マニュアル」を策定しました。

公共サインの設置については、区内の主要駅を中心にモデルルートを設定し、具体的な整備を進めていきます。

6) バリアフリーに関する事業

これまでバリアフリーやユニバーサルデザインに関わる事業を「やさしいまちづくり事業」と位置づけ、ハード・ソフトの両面からひとにやさしいまちづくりを進めてきました。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化や電線類の地中化、鉄道事業者のエレベーターや可動式ホーム柵、内方線付点字ブロックの設置への助成等により、だれもが利用しやすいまちなかの整備に努めており、平成26年2月、下神明駅でのエレベーター供用開始により、区内40鉄道駅すべてにおけるバリアフリー化経路の1ルート確保が実現しました。

また、ソフト面においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたサイン整備や、まちなかを歩いている途中に腰をおろして休憩できる「しながわお休み石」の設置、安全な歩行空間確保のための放置自転車対策、リフト・寝台付福祉タクシーの運行等による移動支援などとともに、「ユニバーサルデザイン研修」による区民・事業者・区職員の意識啓発を進めています。

(4) バリアフリーの整備課題

1) 急速に進行する高齢化への対応

団塊世代の高齢化による、より急速な高齢化が予測され、移動に制約を伴う人の増加が見込まれるなか、歩道整備や移動支援の仕組みづくりなどにより、できる限り移動しやすい歩行空間をまちなかに確保することが求められます。

2) 国際化への対応

国際都市としてのまちづくりを進めていくうえで、心のバリアフリー化のみならず、情報のバリアフリー化の推進も重要です。外国人や品川区外在住者など、多くの土地鑑のない方も含めた品川区内で活動や生活をするすべての人が安心してまちなかを回遊できる環境づくりが求められます。

3) 面的なバリアフリー化の推進

これまで「品川区まちづくりマスタープラン」や「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」などの計画に基づき、区内随所で各種事業の実施によるバリアフリー化を進めてきました。

しかし、それらの事業は必ずしも一体的に行われておらず、国がバリアフリー法でも示している「一体的なバリアフリー化の推進」という面では、まだ充分とは言えない状況にあります。今後は、一体性・連続性のあるバリアフリー化を品川区全体でより一層推進することが求められます。

第2章 品川区におけるバリアフリー計画の趣旨

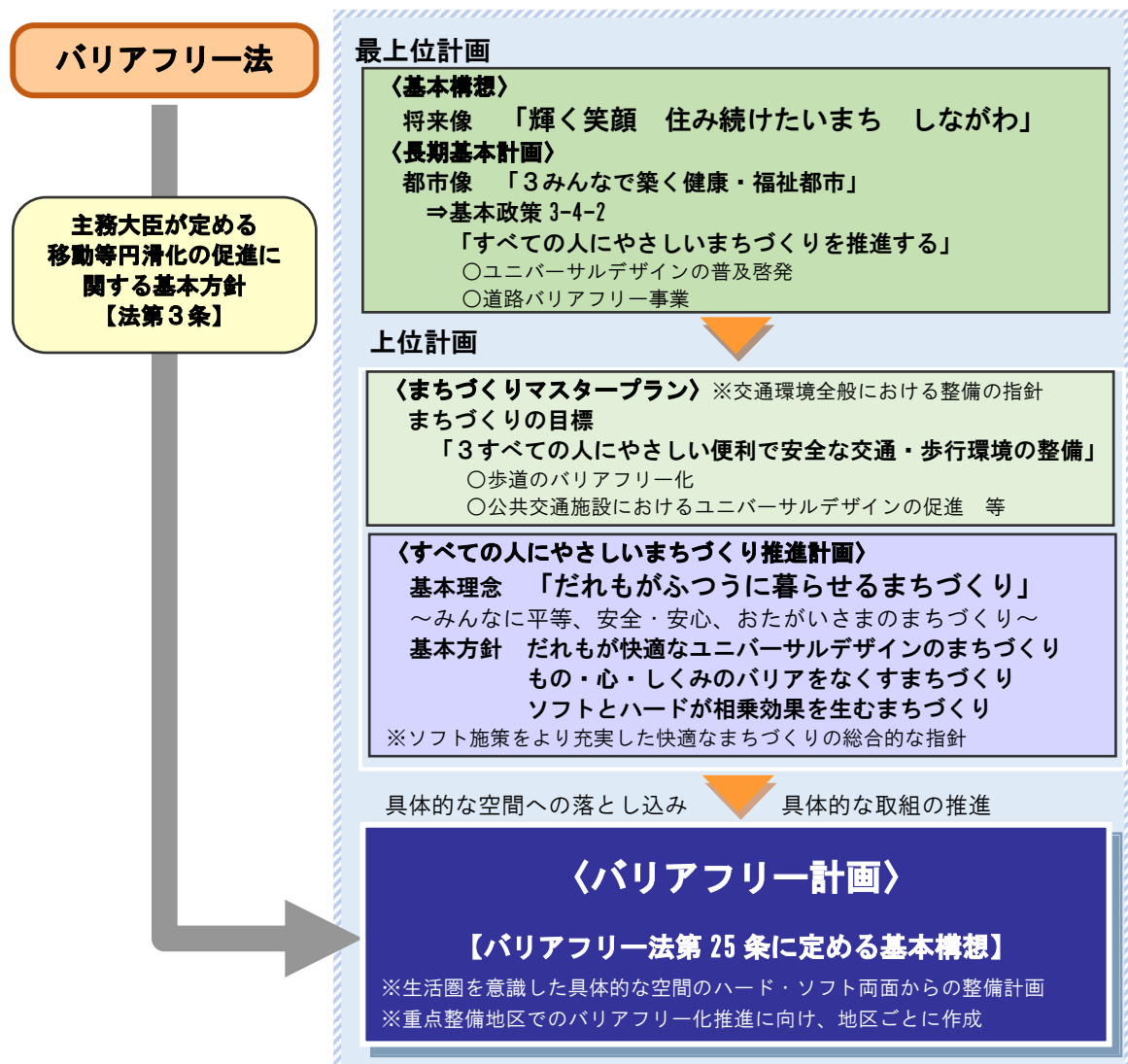
1 目的と位置づけ

(1) 目的

今後の高齢化の進行や、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした国際都市としての発展を見据え、一体性・連続性のあるバリアフリー化を推進することを目的とします。

(2) 位置づけ

品川区の最上位計画である基本構想・長期基本計画や、上位計画であるまちづくりマスタープランやすべての人にやさしいまちづくり推進計画に示されている内容を踏まえ、バリアフリー法第25条に定められている基本構想として、バリアフリー法第3条の「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、移動円滑化基本方針）」に基づき策定するものです。



(3) 計画で定める事項

バリアフリー計画においては、以下の事項を定めます。

1. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
2. 重点整備地区の位置・区域
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
5. その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

本計画は、品川区初のバリアフリー計画として、大井町駅周辺地区を重点整備地区に設定し、上記の計画に定める具体的な事項については、本計画の中で以下のように示しています。

1. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
→「第3章1(3) 大井町駅周辺地区の選定理由」(16～19 ページ)
「第4章2 目標年次」(39 ページ)
2. 重点整備地区の位置・区域
→「第3章1(2) 本計画で定める重点整備地区」(15 ページ)
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
→「第3章2(2) 生活関連施設の設定」(21～22 ページ)
「第3章2(3) 生活関連経路の設定」(23 ページ)
4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
→「第4章3 特定事業とその他の事業」(40～43 ページ)
5. その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
→「第4章4 ソフト施策」(44～45 ページ)

(4) 品川区におけるバリアフリー計画の今後の展望

品川区では、重点的にバリアフリー化を推進する地区（重点整備地区）を順次設定し、当該地区のバリアフリー計画を策定することで、着実なバリアフリーの推進を図ります。

本計画に基づく「大井町駅周辺地区」での取組状況や効果等を踏まえつつ、将来的には複数の地区において計画を策定し、それぞれの地区との連携を図りながら、区全体のバリアフリー化の推進を展開させていきます。

また、策定した計画についても、必要に応じて見直しを行うことでスパイラルアップを図り、継続した取組を進めていきます。

2 基本目標と基本方針

バリアフリー化を進めるためには、基本構想や上位計画におけるバリアフリーに関する考え方を踏まえたうえで、区民・事業者・区などの各主体が目標を共有し、一丸となって取り組む必要があります。

そのため、以下に示す基本目標を掲げるとともに、その目標を達成するための基本的な方針を設定します。

(1) 基本目標

「すべての人にやさしい

安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」

本計画では、安全で歩きやすい歩道や通路の整備、人々の生活に特に関わりの深い施設におけるユニバーサルデザインの推進、施設ごとのアクセス環境の整備、困っている人がいたら助けあえる関係性の構築などにより、徒歩や車いす、ベビーカーをはじめとするすべての人にやさしい、安全で、だれもが安心して快適にゆったりと回遊できるまちなかを実現することを基本目標とします。



(2) 基本方針

1) 区全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取組の推進

まずは、不特定多数の人が訪れる区内の拠点となる地区などから面的な整備を実施し、その成果や課題をフィードバックしながら、段階的・継続的に周辺地区へと取組を広げ、将来的には、区全域におけるハード・ソフト両面からのバリアフリー化により、すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかを実現することをめざします。

また、バリアフリー化を推進するとともに、新たに整備する施設等についてはユニバーサルデザインの考え方を基本とします。

2) 区民・事業者等との協働による取組の推進

面的なバリアフリー化を進めるためには、区だけでなく、道路や公共施設を管理する国や東京都などの行政機関、民間施設の管理を行う民間事業者など、関係するすべての主体の積極的な取組が必要です。

また、整備された空間をすべての人が利用しやすくするためには、利用する人、一人ひとりの協力も必要になります。

そのため、区民・事業者・区・その他行政機関などのすべての主体の協働による取組を推進します。

3) 心のバリアフリーの推進

駅や建物、道路などのハード面のバリアフリー化をいかに進めようと、すべての人にとって完全にバリアフリーな空間を作り出すことはできません。だれもが安心して暮らせる真にバリアフリー化されたまちの実現には、その空間を利用する人々が、互いを理解し、尊重し、支えあえる関係を形成することが非常に重要となります。

そのため、既に取り組んでいる支えあいのまちづくりのための「おたがいさま運動」をさらに強化し意識啓発に努めるとともに、支えあいのまちづくりにつながる区民や事業者など各主体の自発的な取組を積極的に支援し、「心のバリアフリー」を推進していきます。



おたがいさま運動の普及啓発

第3章 重点整備地区の設定

1 本計画で定める重点整備地区

(1) 重点整備地区とは

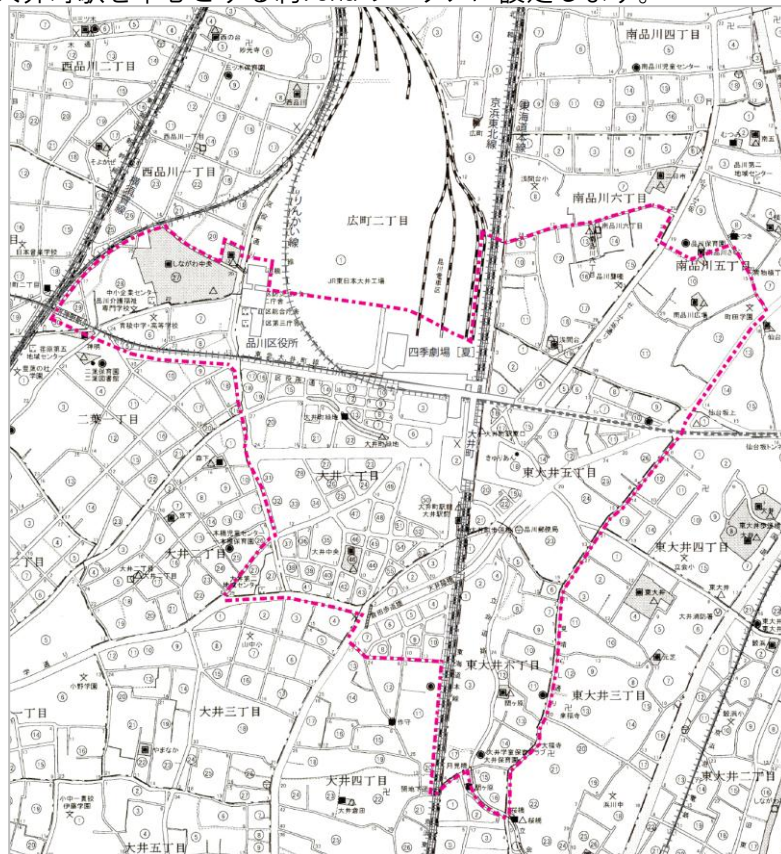
バリアフリー法第25条において、区市町村は、移動等円滑化基本方針に基づき、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、基本構想を作成することができるとされており、重点整備地区とは、次に掲げる要件に該当する地区をいいます。

＜重点整備地区の要件＞

- イ：生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ：生活関連施設^{※6}及び生活関連経路^{※7}を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ：当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

(2) 本計画で定める重点整備地区

本計画では、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進する重点整備地区を、以下に示す大井町駅を中心とする約75haのエリアに設定します。



⁶ 生活関連施設：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。（バリアフリー法）

⁷ 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路。（バリアフリー法）

(3) 大井町駅周辺地区の選定理由

大井町駅周辺地区を重点整備地区として選定する理由及び該当する要件は以下のとおりです。

＜大井町駅周辺地区を選定する理由と該当する要件＞

選定理由 1

区内有数の重要な拠点（都市活性化拠点）として位置づけられており、重点的かつ一体的な事業の実施が、総合的な都市機能の増進につながることを

該当する要件

ハ：移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

選定理由 2

区内有数の乗降客数・駅勢圏人口をもつ大井町駅とその周辺の大規模商業施設、区役所等の行政施設が徒歩圏内に集約した地区であること

該当する要件

イ：生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区

⇒重点整備地区は、地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。（移動円滑化基本方針より）

選定理由 3

区内有数の拠点であるにもかかわらず、更新が必要な土地も多く、移動等円滑化のための事業の実施が特に必要であること

該当する要件

ロ：移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区

選定理由 1：区内有数の重要な拠点（都市活性化拠点）として位置づけられており、重点的かつ一体的な事業の実施が、総合的な都市機能の増進につながる

平成25年2月に策定した「品川区まちづくりマスタープラン」では、拠点形成に向け、開発規模や求められる機能の大きさ等から、5種類の拠点を設定しています。

大井町駅周辺は、都市活性化拠点に位置づけられており、「広域都市軸の交差する場所であり、かつ、区の中心地であることを踏まえたまちづくりを進めていくことが必要」とされています。

さらに、「区の中核としての商業拠点性を備えた文化的で、魅力とにぎわいのある拠点市街地の形成を図る」こと、「都市活性化拠点にふさわしい商業・文化機能の息づくまちづくりを推進する」こと、「商業・文化等の機能の集積を図り、それを最大限活用するため、バリアフリー計画を策定し、すべての人にやさしいまちづくりを推進する」ことも打ち出されています。

このように、大井町駅周辺は、区を中心核であり、魅力と賑わいのある拠点市街地形成を図っていくエリアであることから、特にバリアフリー化を進める効果が大きいことが期待されます。

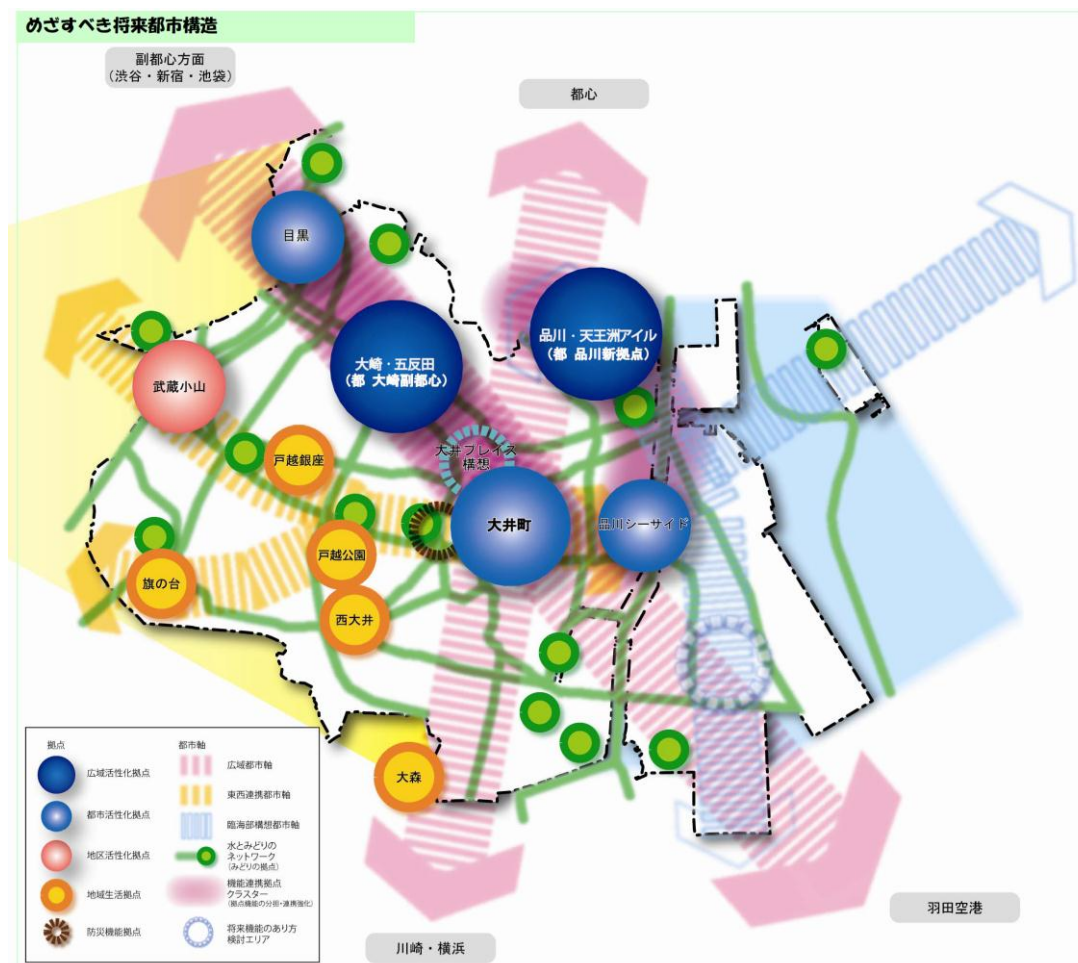


図 品川区まちづくりマスタープランにおける「めざすべき都市構造」

選定理由 2：区内有数の乗降客数・駅勢圏人口をもつ大井町駅とその周辺の大規模商業施設、区役所等の行政施設が徒歩圏内に集約した地区であること

本地区の中心となる大井町駅は、JR東日本、東急電鉄（大井町線）、東京臨海高速鉄道（りんかい線）の鉄道3路線が交わり、区内でも重要な交通結節点となっており、その乗降客数は区内第3位、駅勢圏人口も区内第3位といずれも高く、駅利用者に対する駅舎の整備効果に加えて、周辺住民に対する道路・建築物などの整備効果が高いことが期待されます。

表 区内鉄道駅の乗降客数、駅勢圏人口（乗降客数上位10位）（単位：人）

駅名	1. 目黒		2. 五反田		3. 大井町		4. 大崎		5. 天王洲アイル	
乗降客数	JR 東日本	204, 553	JR 東日本	256, 696	JR 東日本	190, 970	JR 東日本	256, 378	東京モノ	26, 723
	東急目黒	237, 222	東急池上	102, 184	東急大井町	127, 773	りんかい	99, 940	りんかい	31, 718
	都営三田	78, 342	都営浅草	60, 104	りんかい	65, 868				
	メトロ南北	48, 027								
	計	568, 144	計	418, 984	計	384, 611	計	356, 318	計	58, 441
駅勢圏人口	順位	1	順位	2	順位	3	順位	4	順位	5
	区外含む	30, 505	区外含む	29, 341	区外含む	39, 786	区外含む	27, 895	区外含む	5, 477
	順位	6	順位	8	順位	3	順位	9	順位	10
	品川区のみ	15, 923	品川区のみ	29, 341	品川区のみ	39, 786	品川区のみ	27, 895	品川区のみ	5, 477
乗降客数	順位	9	順位	5	順位	3	順位	6	順位	10
	駅名	6. 武蔵小山		7. 青物横丁		8. 中延		9. 戸越・戸越銀座		10. 旗の台
	東急目黒	47, 556	京浜急行	42, 833	東急池上	12, 542	都営浅草	18, 290	東急池上	14, 101
					都営浅草	26, 134	東急池上	18, 493	東急大井町	21, 512
	計	47, 556	計	42, 833	計	38, 676	計	36, 783	計	35, 613
駅勢圏人口	順位	6	順位	7	順位	8	順位	9	順位	10
	区外含む	37, 165	区外含む	42, 667	区外含む	40, 530	区外含む	39, 602	区外含む	30, 784
	順位	5	順位	1	順位	2	順位	4	順位	7
	品川区のみ	27, 687	品川区のみ	42, 667	品川区のみ	40, 530	品川区のみ	39, 602	品川区のみ	23, 004
乗降客数	順位	7	順位	1	順位	2	順位	4	順位	8

※品川区の統計2013（平成25年）

*乗降客数は、平成23年度における一日平均乗車人員・降車人員の合計。ただし、JR東日本は乗車人員のみの公表であるため、乗車人員を2倍した値を乗降客数としています。

*駅勢圏人口は平成26年1月1日現在の住民基本台帳の数を使用しています。

また、大井町駅には、イトーヨーカドーやアトレ、阪急大井町ガーデンなどの大型商業施設が近接するほか、行政機能の中心である区役所も半径700m以内にあり、相互間の移動は徒歩で行われることが多いため、それらをつなぐ道路のバリアフリー化は大井町駅周辺を訪れる多くの人にとって非常に有益であると期待されます。



大井町駅前

選定理由3：区内有数の拠点であるにもかかわらず、更新が必要な土地も多く、移動等円滑化のための事業の実施が特に必要であること

大井町駅周辺は、昭和60年代から駅周辺の開発が進み、商業施設や業務施設が建設されるとともに、新たな鉄道駅の開業や住宅開発が行われ、拠点として発展してきましたが、まちづくりの取組が十分でない地区も残されています。

また、未整備の都市計画道路が多く残されているのに加え、整備が進んだ都市計画道路の沿道についてもバリアフリー化の推進などを適切に図る必要があります。駅西側を走る立会道路は、道路中央に細長く立地する公園と周辺地盤との間に高低差があることや、歩道が十分に整備されていないことなどから、区民や来街者が安心かつ快適に移動できる空間にはなっていません。

さらには、区役所東に広がるJRアパートの廃止が決定し、その敷地の有効活用について検討が進められています。

このように、大井町駅周辺地区では、まちづくりにおける課題も残されており、区民や来街者にとって魅力ある拠点となるためには、移動等円滑化のための事業を実施することが有効であると考えられます。

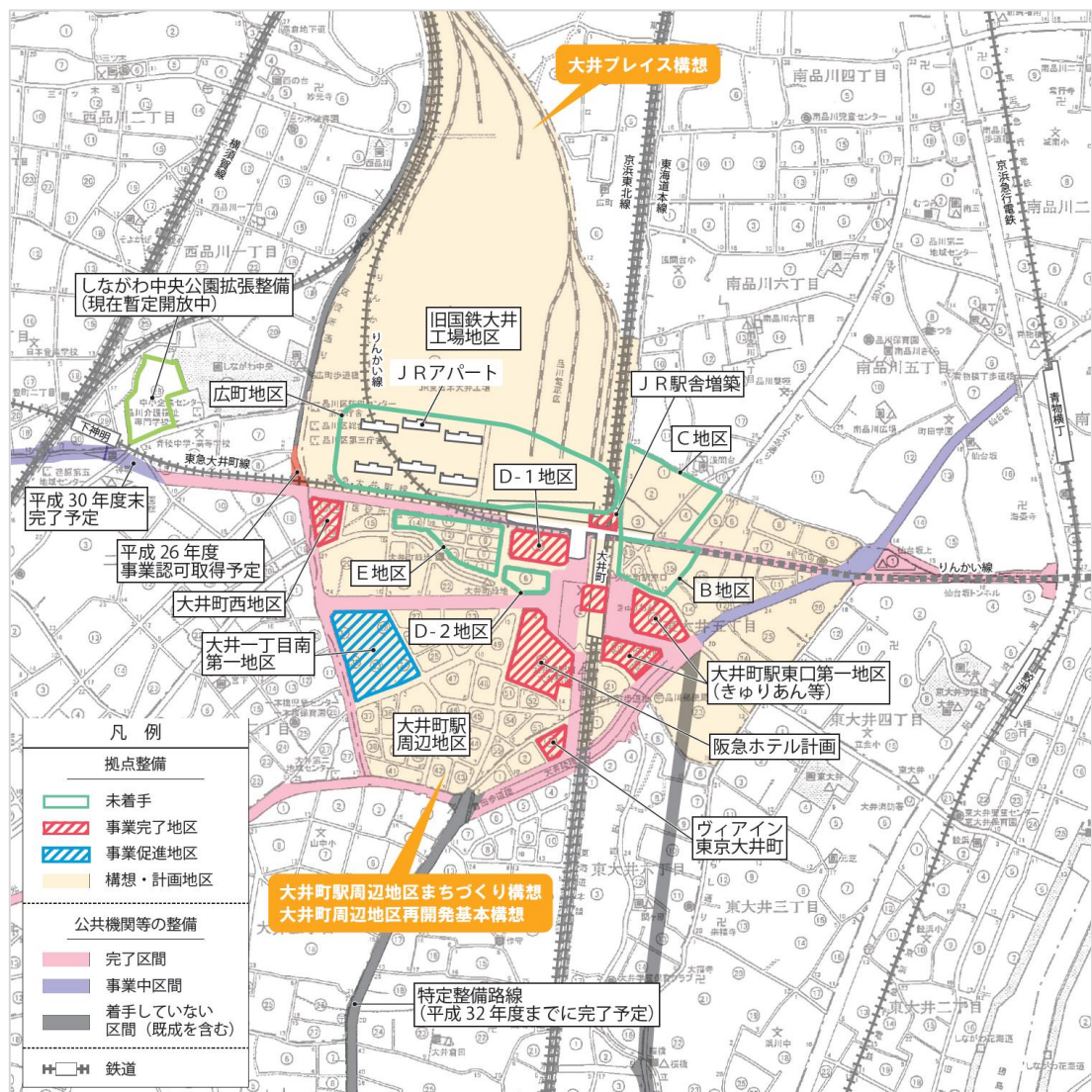


図 大井町駅周辺地区のまちづくりの動向

2 重点整備地区の設定

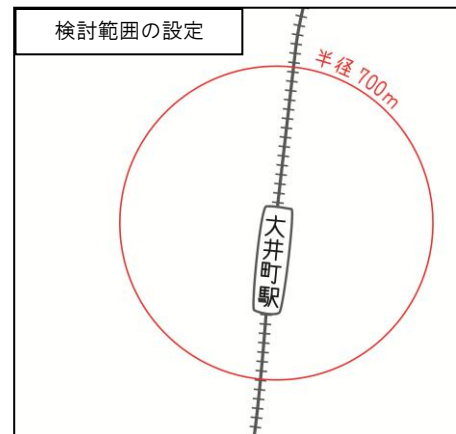
大井町駅周辺地区について、(1)に示す設定の流れに沿って、具体的にバリアフリー化を進めていく生活関連施設・生活関連経路・地区区域の設定を行います。

(1) 設定の流れ

1) 検討範囲の設定

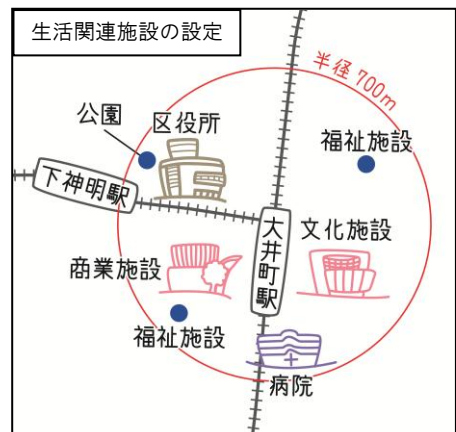
大井町駅を中心とし、高齢者や障害者等がこれらの施設間を概ね10分以内に徒歩で移動できる範囲を考慮した、半径700mを目安に検討します。

ただし、重要度の高い施設等については、半径700mを超え半径1kmまでのものを含むものとします。



2) 生活関連施設の設定

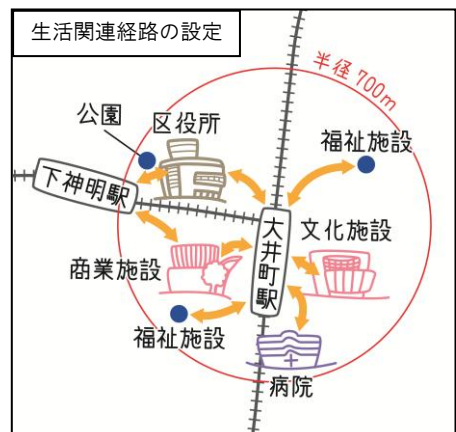
検討範囲内で、不特定多数の人や相当数の高齢者・障害者等が日常生活または社会生活において利用する主要な施設を生活関連施設として設定します。



3) 生活関連経路の設定

2)で抽出した生活関連施設と大井町駅を結ぶ経路を生活関連経路として設定します。

生活関連施設相互の連絡動線である生活関連経路のバリアフリー化を進めることで、まちなかの移動のしやすさが高まります。



4) 地区区域の設定

設定した生活関連施設ならびに生活関連経路を含むエリアを、道路・丁町界・鉄道などのわかりやすい境界で区切り、重点整備地区を設定します。

(2) 生活関連施設の設定

1) 設定の考え方

以下に示す考え方をもとに、大井町駅を中心とする徒歩の範囲（半径700mの円）を目安に施設候補を抽出し、回遊性（当該施設と他の生活関連施設間の移動）、対象者（不特定多数の利用、高齢者や障害者の利用の観点）、施設規模等から総合的に判断し、設定します。

		設定の考え方
共通の基本的事項		相当数の高齢者、障害者等が利用する施設、常に不特定多数の人が利用する施設／移動等円滑化の実現性の高いもの、優先度の高いものを設定
施設分類	旅客施設	乗降客数の多い施設。移動等円滑化の促進に関する基本方針では乗降客数 3,000 人／日以上の駅
	官公庁施設・公共施設	区役所、保健所、税務署など、高齢者や障害者を含む不特定多数の区民が利用する施設
	医療・福祉施設	複数診療科目があり病床数の多い病院、多くの高齢者や障害者が利用する福祉施設
	商業施設等	バリアフリー法で新設時等にバリアフリー基準への適合が義務付けられている施設規模 2,000 ㎡以上のもの。宿泊施設は客室 500 室以上のもの。
	駐車場	バリアフリー法で新設時等にバリアフリー基準への適合が義務付けられている面積 500 ㎡以上で料金を徴収し、建築物でないもの。
	公園	面積 2,000 ㎡以上かつ高齢者や障害者を含む不特定多数の区民が利用し、他の生活関連施設との回遊性が高い公園。

2) 生活関連施設一覧

設定の考え方を踏まえ、生活関連施設を以下のように設定しました。

生活関連施設		概要
分類	名称	
旅客施設	大井町駅	JR、東急電鉄（大井町線）、東京臨海高速鉄道（りんかい線）の3線の乗り換え結節点（1日乗客数 約38万人）であり、品川区の交通の中心
	下神明駅	東急電鉄（大井町線）の駅であり、区役所への最寄り駅
官公庁施設	品川区役所	区の行政サービスの中心施設 第二建設事務所： 区役所本庁舎8階 品川都税事務所： 区役所本庁舎2階 法務局品川出張所： 区役所本庁舎1階
	東京都建設局第二建設事務所	
	東京都品川都税事務所	
	東京法務局品川出張所	
	区立中小企業センター	一般区民も利用可能な音楽室、レクリエーションホール、会議室などをもつ中小企業従業員向け福利厚生施設 区役所機能の一部あり
	品川区消費者センター	消費生活についての相談、支援、啓発を行っている（大井一丁目共同ビル4階）
	男女共同参画センター	区の男女共同参画に関する相談、支援、啓発等を行っている（きゅりあん内（3階））
	大井第二地域センター・区民集会所	行政サービス（一部）を行う施設及び周辺住民のための集会施設
	大井保健センター	行政サービス（保健）を行う施設（大井第二地域センター1階）
文化施設	きゅりあん（品川区立総合区民会館）	大ホール（1,074席）、小ホール（336席）、イベントホール、会議室などをもつ総合区民会館
	区民ギャラリー	区民向け文化施設（イトーヨーカドー大井町店8階）
	四季劇場〔夏〕	大井町駅直近のミュージカル劇場（延床約5,000㎡）
福祉施設	品川区社会福祉協議会	行政等と連携し、在宅の方への支援を中心に地域福祉の推進を行う社会福祉法人（大井一丁目共同ビル2階）
	南品川シルバーセンター	地域の高齢者が利用 （ほっとサロンはシルバーセンター内）
	南品川ほっとサロン	
	関ヶ原シルバーセンター	地域の高齢者が利用 （いきいきラボはシルバーセンター内2階）
	いきいきラボ関ヶ原	
その他公的	しながわ観光協会	品川の観光に関する情報発信施設（大井一丁目共同ビル4階）
サービス施設	品川郵便局	大井町駅周辺で最も大きい郵便局（延床約9,500㎡）
医療施設	東芝病院	25の診療科と3の特殊外来、病床数307の大井町駅周辺で最も病床数の多い病院
商業施設	イトーヨーカドー大井町店	大井町駅直近の商業施設（延床約38,000㎡）
	アトレ大井町店	大井町駅直結の商業施設（延床約26,000㎡）
	阪急大井町ガーデン	大井町駅直近の商業施設（延床約64,000㎡） 大井食品館などがある
	ヤマダ電機 LABI 大井町	大井町駅直近の商業施設 （ヤマダ電機：延床約32,800㎡、西友：延床約3,900㎡）
	西友大井町店	
宿泊施設	アワーズイン阪急	阪急大井町ガーデン上階の宿泊施設（1,398室）
	ヴィアイン東京大井町	大井町駅近くに立地する宿泊施設（509室）
路外駐車場	大井町駅前駐車場	大井町駅近くに立地する駐車場（約2,700㎡）
公園	しながわ中央公園	近隣公園（約28,000㎡）

(3) 生活関連経路の設定

1) 設定の考え方

生活関連施設相互の連絡に配慮し、重点整備地区内のネットワークが構成されるように設定し、重点的・優先的にバリアフリー化をめざします。

2) 生活関連経路一覧

番号	管理 区分	路線 番号	都市計画道路名 ・愛称名等	所在地		
				区間	起点	終点
①	都道	420号線	—	下神明駅前～中小企業センター前～品川区役所本庁舎前	西品川 1-29 先	西品川 1-27 先
②	都道	420号線	補助 26 号線 区役所通り（経路の一部）	二葉図書館東側～大井町駅前～池上通り	二葉 1-5 先	東大井 5-10 先
③	都道	421号線	補助 28 号線 池上通り	きゅりあん前交差点～大井陸橋下～立会道路	東大井 5-14 先	東大井 6-2 先
④	都道	420号線	補助 163 号線 区役所通り	品川区役所本庁舎前～品川区役所前交差点	広町 2-1 先	大井 1-17 先
①	区道	幹線一級 -3	補助 163 号線 通称一本橋通り	品川区役所前交差点～205 号線交差点	二葉 1-18 先	大井 1-41 先
②	区道	幹線一級 -3	補助 163 号線 区役所通り	品川区役所本庁舎前～品川区役所防災センター前	広町 2-1 先	西品川 1-27 先
③	区道	Ⅱ-170	—	下神明駅～都道 420 号線（神明児童遊園（通称タコ公園）北側）	西品川 1-29 先	西品川 1-29 先
③	区道	V-93	—	都道 420 号線（品川中央公園南側）～補助 26 号線（二葉図書館東側）	二葉 1-6 先	二葉 1-5 先
④	区道	準幹線 -29	ゼームス坂通り	南品川シルバーセンター入口～ゼームス坂上交差点	南品川 5-10 先	南品川 6-4 先
⑤	区道	Ⅱ-220	—	区役所通り～四季劇場〔夏〕～大井町駅前駐車場	大井 1-11 先	広町 2-1 先
⑥	区道	幹線二級 -19	立会道路	通称一本橋通り交差点部～大井町緑地児童遊園脇～通称どんたく通り交差点部	大井 1-20 先	大井 1-6 先
⑦	区道	V-91	補助 205 号線	通称一本橋通り交差点部～大井第二地域センター	大井 2-24 先	大井 2-27 先
⑧	区道	V-83	補助 163 号線 通称どんたく通り	通称一本橋通り交差点部～大井町駅西側	大井 1-29 先	大井 1-2 先
⑨	区道	準幹線 -32	光学通り	通称一本橋通り交差点部～通称どんたく通り交差点部	大井 1-37 先	大井 1-49 先
⑩	区道	V-108	品川区画街路 6 号線	大井町駅西口～大井町駅西側ロータリー～ヴィアイン東京大井町前	大井 1-3 先	大井 1-30 先
⑪	区道	V-115	品川区画街路 4 号線・5 号線	大井町駅東口～大井町駅東側～きゅりあん南側～池上通り	東大井 5-16 先	東大井 5-17 先
⑫	区道	V-238	品川区画街路 5 号線		東大井 5-16 先	東大井 5-17 先
⑬	区道	V-122	—	大井町駅東側～きゅりあん 1 階入口前～池上通り	東大井 5-17 先	東大井 5-17 先
⑭	区道	幹線二級 -21	—		東大井 5-15 先	東大井 5-14 先
⑮	区道	Ⅵ-42	立会道路	池上通り（大井陸橋下）～立会道路～東芝病院	東大井 6-5 先	東大井 6-13 先
⑯	区道	Ⅵ-11	—	立会道路～見晴らし通り	東大井 6-13 先	東大井 6-13 先
⑰	区道	準幹線 -33	見晴らし通り	見晴らし通り～関ヶ原シルバーセンター	東大井 6-11 先	東大井 6-13 先
①	私道	—	—	ゼームス坂通り～南品川シルバーセンター前	南品川 5-9 先	南品川 5-10 先
②	私道	—	—	池上通り～東芝病院前	東大井 6-2 先	東大井 6-4 先

(4) 重点整備地区の設定

1) 設定の考え方

(2) 及び(3)で設定した生活関連施設ならびに生活関連経路を含むエリアを、道路・丁町界・鉄道など境界が明確になるよう配慮し、重点整備地区の区域を設定します。

2) 重点整備地区の区域

重点整備地区の区域は、大井町駅を中心とする約75haのエリアです。

設定した、生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の区域は次のとおりです。

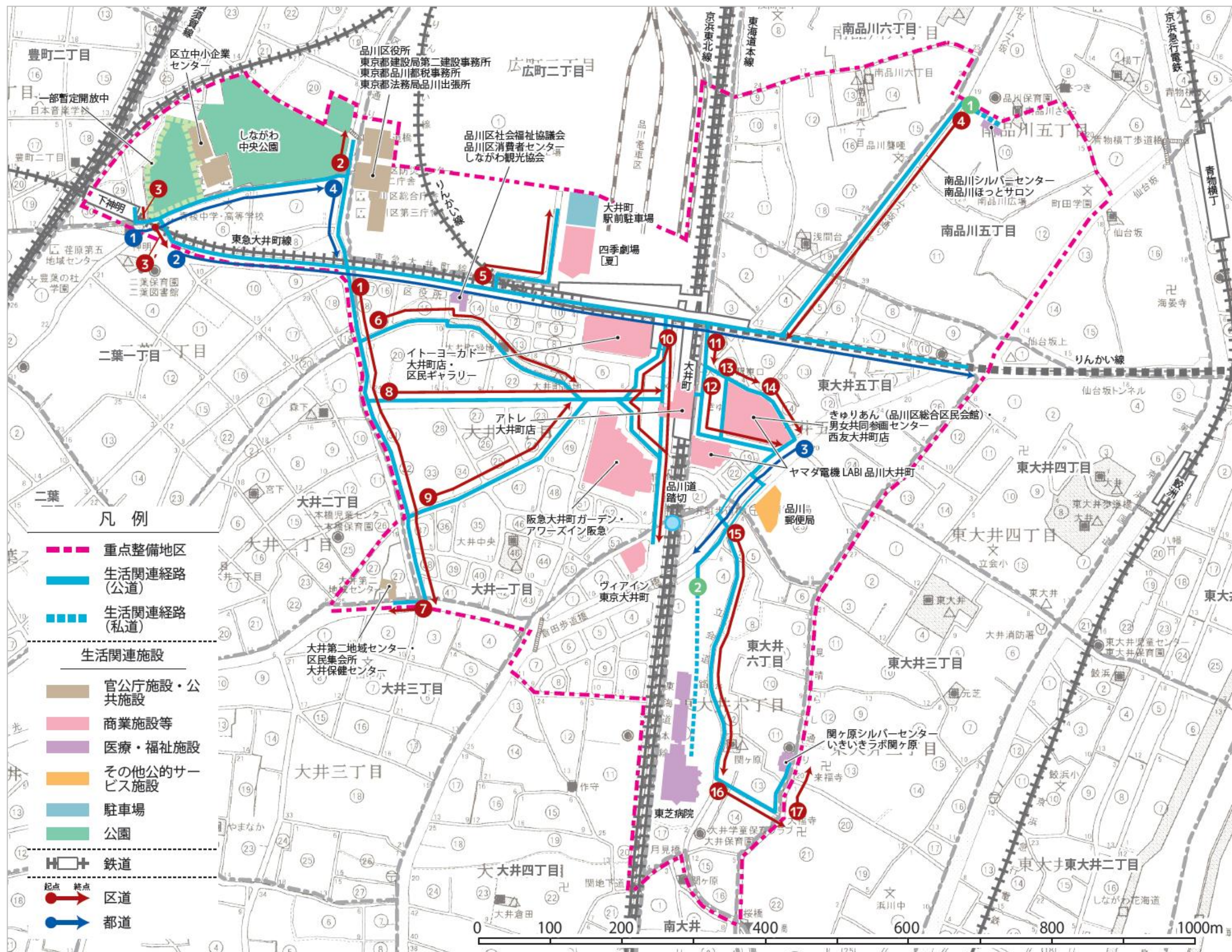


図 大井町駅周辺地区（重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路）

3 重点整備地区におけるバリアフリー化の現状

重点整備地区におけるバリアフリー化の現状は次のとおりです（平成26年3月末現在）。

（1）生活関連施設のバリアフリー化の現状

①鉄道駅

大井町駅では、いずれの鉄道路線においても、おおむねバリアフリー対応が完了しており、下神明駅においても、多機能トイレ（だれでもトイレ）や車いす対応エレベーターの設置などのバリアフリー化が進められています。

また、いずれの鉄道事業者でも、サービス介助士の取得を推進するなど、心のバリアフリーの取組も行っています。

	多機能トイレ（だれでもトイレ）				エレベーター （※）	バリアフリー 導線の確保
	有無	オスト メイト	ベビー チェア	ベビー ベッド		
大井町駅（JR）	○	○	○	○	○車	○
大井町駅（東急）	○	○	○	○	○車	○
大井町駅 （りんかい線）	○	○	○	○	○車	○
下神明駅	平成26年度末供用開始				○車	○



※「車」の表示は、車いす対応エレベーター
*品川区 HP「やさしいまちガイドマップ」

駅情報に加筆修正

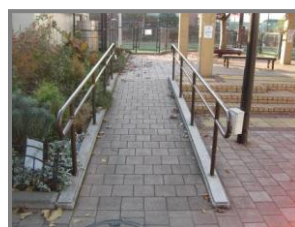
左：東急大井町駅多機能トイレ
（だれでもトイレ）

右：東急下神明駅エレベーター
（提供：東京急行電鉄㈱）

②都市公園

しながわ中央公園では、おおむねバリアフリー対応が完了していますが、公園内の案内板は、素材、デザイン、明度、色調などにやや課題も見られます。

	出入口		園路				トイレ		水飲場	標識	備考
	幅員	段差	幅員	段差	縦断 勾配	横断 勾配	出入口の 幅員	構造	車いす対 応の構造	案内板	
しながわ 中央公園	○	スロー プ対応	○	スロー プ対応	○	○	○	○ だれでも トイレ	○	△	園路に一 部縦断勾 配△の箇 所あり



*東京都福祉のまちづくり条例の整備基準による

○：整備基準を満たす

△：整備基準は満たないが、止むを得ない場合の
基準を満たす

左：園内のスロープ

右：園内の案内板

③建築物

公共施設では、おおむねバリアフリー対応が完了していますが、消費者センター・社会福祉協議会では通路の幅員やだれでもトイレの整備、南品川及び関ヶ原の両シルバーセンターにおいては、建物出入口までのスロープの勾配にやや課題も見られます。

また、区職員向けに実施している視覚障害者や車いす利用者等への接遇を含むユニバーサルデザイン研修をはじめとして、心のバリアフリーの取組も進めています。

<公共施設>

施設名称	道路からの接続 (1以上の段差がない経路)	出入口等		昇降施設		トイレ				案内		駐車場	備考
		出入口や通路の幅の確保や段差の解消	出入口等必要箇所に点字ブロックを設置	エレベーターの設置(※)	階段の手すりの設置	車いす対応トイレの設置	オストメイト対応トイレの設置	ベビーチェア	ベビーベッド(オムツ替えスペース)の設置	案内設備・案内所の設置	施設内の案内板や案内標識の設置	車いす利用者専用駐車スペースの設置	
品川区役所 東京都建設局第二建設事務所 東京都品川都税事務所 東京法務局品川出張所	○	○	○	○車	○	○	○	○	○	○	○	○	*建物出入口のスロープ勾配あり
区立中小企業センター	○	○	○	○車	○	○	○	○	○	○	○	○	*建物出入口のスロープ勾配あり
品川区消費者センター	○		○	○	○	○				○	○		*歩道からの出入口勾配あり *エレベーターの幅員 80cm 以下
品川区社会福祉協議会				○	○	○		○	○				
しながわ観光協会		○		—	—	○							
きゅりあん(品川区立総合区民会館) 男女共同参画センター	○	○	○	○車	○	○	○	○	○	○	○	○	
大井第二地域センター・区民集会所 大井保健センター	○	○	○	○車	○	○	○		○	○	○	—	
南品川シルバーセンター 南品川ほっとサロン	○	○		○車	○	○	○	○	○	○		—	*道路から出入口のスロープ勾配あり
関ヶ原シルバーセンター	○	○		—	—	○				○		—	*道路から出入口のスロープ勾配あり
いきいきう泊関ヶ原				—	○								*道路から1階出入口まで階段(2段)

※「車」の表示は、車いす対応エレベーター



品川区役所だれでもトイレ



大井第二地域センター窓口



中小企業センター入口



南品川シルバーセンター
だれでもトイレ

民間施設では、いずれの施設においても、バリアフリー化の取組が進められていますが、対応状況には差が見られます。

また、サービス介助士の配置や従業員への接遇研修などを実施している施設もあり、心のバリアフリーについても取組が進められています。

<民間施設>

施設名称	出入口等		昇降施設		トイレ等					案内		駐車場	宿泊施設	
	出入口や通路の幅の確保や段差の解消	出入口等必要箇所に点字ブロックを設置	エレベーターの設置(※)	階段の手すりの設置	だれでもトイレの設置	オストメイト対応トイレの設置	ベビーカーの設置	ベビーベッド(オムツ替えスペース)の設置	授乳スペースの設置	施設内の案内板や案内標識の設置	点字案内板の設置	車いす利用者専用駐車スペースの設置	車いす利用者用客室の設置	客室の出入口の幅の確保や段差の解消
四季劇場〔夏〕	○	○	○車	○	○	○	○	○	○	○		○	-	-
東芝病院	○	○	○車	○	○		○			○		○	-	-
イトーヨーカドー大井町店	○	○	○車	○	○			○	○	○		○	-	-
アトレ大井町店	○		○車	○	○	○	○	○	○	○			-	-
ヤマダ電機 LABI 大井町	○		○車	○				○		○		○	-	-
西友大井町店	○		-	-	○			○		○			-	-
阪急大井町ガーデン(大井食品館等)	○	○	○車	○	○	○	○	○	○	○		○	-	-
アワーズイン阪急	○	○	○車	○	○	○	○	○	○	○			○	
ヴィアイン東京大井町	○	○	○車		○			○	○			○	○	○
品川郵便局		○	○車	○	○					○	○	○	-	-

※「車」の表示は、車いす対応エレベーター

④駐車場

駐車場では、バリアフリー対応は完了しています。

	車いす利用者用 駐車施設の設置	高齢者・障害者等が円滑に利用 できる道等までの経路の確保
大井町駅前駐車場	○	○

(2) 生活関連経路のバリアフリー化の現状

①各経路の現状

経路の多くがマウントアップ式による歩車道分離が行われています。

また、横断歩道においてはエスコートゾーンやゆとりシグナル信号機が設置されていないところも多く、歩行者の多い交差点においても音響信号機が設置されていない場所が見られます。

注1) 区間名称は、p 23生活関連経路一覧の管理区分及び番号参照

注2) 本計画では視覚障害者誘導ブロックを点字ブロックと表記

区間	主な課題等
都道① 下神明駅前～中小企業センター前～品川区役所本庁舎前	下神明駅周辺の歩道の整備
都道② 二葉図書館東側～大井町駅前～池上通り	- 商店街アーケードの歩道への占有物の設置の解消に向けた指導ならびに啓発等の強化 - 歩道の幅員確保に向けた東急電鉄の耐震化工事等を見据えた手法等の検討 - 安全な歩行空間確保のための自転車利用のルールづくりや自転車利用マナーの向上等の啓発（自転車と歩行者の錯綜の解消） - 点字ブロックの視認性への配慮（点字ブロックの色落ち箇所あり）
都道③ きゅりあん前交差点～大井陸橋下～立会道路	- 横断歩道手前への点字ブロックの設置（信号機なし、点字ブロックなしの横断歩道が相当数あり） - 点字ブロックの視認性への配慮（灰色の点字ブロックの設置箇所あり） - 車道と歩道との段差のある箇所、歩道上の勾配のきつい箇所の改善
都道④ 品川区役所本庁舎前～品川区役所前交差点	歩道の有効幅員の確保、勾配の解消などによる歩行空間の確保（区役所へつながる歩道であるため、多くの区民が利用）
区道① 品川区役所前交差点～205号線交差点	※この経路は歩道も整備され、横断歩道手前に点字ブロックも設置されている。 - 点字ブロックの設置位置の不適切な箇所の改善（個人商店の建物の壁に直結している 等） - 歩道上の占有物への指導強化（歩道への営業用バイク等の駐輪、看板等の設置あり）
区道② 品川区役所本庁舎前～品川区役所防災センター前	- 押しボタン式信号機の押しボタンの位置が基準（1m）より低い箇所の改善 - 区役所前の立体横断施設の階段部の踏面と滑り止めの色との対比の創出、階段上部の点字ブロックの適切な設置（一部、点字ブロックがコンクリート舗装で覆われている箇所あり） ※立体横断施設そのものの要不要の検討を含む - しながわ中央公園の本園と児童向け広場とをつなぐⅡ-109に架かる横断歩道における利用者（特に幼児・児童）の安全確保
区道③、③' 下神明駅～都道 420 号線（神明児童遊園（通称タコ公園）北側） 都道 420 号線（品川中央公園南側）～補助 26 号線（二葉図書館東側）	- 歩道の設置もしくは、路肩のカラー化などでの歩行空間の確保 - 都道整備ならびに下神明駅周辺の開発等との調整や連携
区道④ 南品川シルバーセンター入口～ゼームス坂上交差点	※特別支援学校側のゼームス坂交差点から都立品川特別支援学校バス停までの歩道には、点字ブロックが連続して設置されている。 - 信号機のある横断歩道手前の点字ブロック未設置箇所への点字ブロックの設置 - 押しボタン式信号機の押しボタンの位置が基準（1m）より低い箇所の改善 - 車乗入部を含めた歩道の勾配の改善 - 歩道上の占有物への指導強化（歩道への駐輪、看板、植木等の設置あり）

区間	主な課題等
区道⑤ 区役所通り～四季劇場〔夏〕 ～大井町駅前駐車場	※特になし
区道⑥ 通称一本橋通り交差部～大井町緑地児童遊園脇～通称どんたく通り交差部	- 歩道の勾配の改善や横断歩道手前部分への点字ブロックの設置（歩道の勾配がきつい箇所や信号機や点字ブロックのない横断歩道が多数あり） - 快適で安全な歩行空間の創出に向けた大井町緑地児童遊園の歩行空間としての整備についての検討
区道⑦ 通称一本橋通り交差部～大井第二地域センター	※歩道整備等に大きな問題はなし。 - 歩道上の占有物への指導強化（歩道への看板、植木等の設置あり）
区道⑧ 通称一本橋通り交差部～大井町駅西側	※歩道整備等に大きな問題はなし。 - 未設置箇所への点字ブロックの設置ならびにさらなる段差や勾配の解消
区道⑨ 通称一本橋通り交差部～通称どんたく通り交差部	- 信号機のある横断歩道手前の点字ブロックの設置（未設置箇所多数あり） - 横断歩道の白線表示の薄れている箇所の改善
区道⑩ 大井町駅西口～大井町駅西側ロータリー～ヴィアイン東京大井町前	- 今あるゆとり信号機に音響機能を付加（複数のバス停やタクシー乗場等が立地する駅前であり、多くの人が利用） - 点字ブロックの視認性への配慮（点字ブロックの色落ち箇所あり）
区道⑪⑫ 大井町駅東口～大井町駅東側～きゅりあん南側～池上通り	- 押しボタン式信号機の押しボタンの位置が基準（1m）より低い箇所の改善 - きゅりあん方面へのペDESTリアンデッキへの階段の案内板等の設置
区道⑬⑭ 大井町駅東側～きゅりあん1階入口前～池上通り	- 信号機の表示板（見えづらい）、点字ブロックの色落ち、歩道の勾配の改善（きゅりあん周辺エリアは、多くの区民が利用） - きゅりあん駐車場の車乗入部の歩道の勾配、点字ブロックの色落ちの改善
区道⑮ 池上通り（大井陸橋下）～立会道路～東芝病院	立会道路における自転車との共存のルールづくりや自転車利用者のマナー向上のための啓発
区道⑯ 立会道路～見晴らし通り	電柱の地中化や片側だけでも路肩を確保しカラー化するなど、歩行空間の確保のための工夫（現状は、歩道も路肩もなく、道幅も狭い）
区道⑰ 見晴らし通り～関ヶ原シルバーセンター	- 路肩を確保しカラー化するなど、歩行空間の確保のための工夫（現状は、見晴らし通り～関ヶ原シルバーセンターへの道路は歩道も路肩もない） - 関ヶ原シルバーセンター入口のわかりやすい位置への案内板等の設置
*品川道踏切 （東大井6-1のJＲの踏切） （25ページの図参照）	*生活関連経路外だが、重点整備地区内での課題となるため掲載 - 開かずの踏切の解消 - 通行ルール（左側通行）の標識の改善 - 舗装面の改善（波打ち、勾配等） - 通行可能な残り時間の表示等、歩行者の安全確保の工夫



左から：連続して設置された点字ブロック、カラー舗装された路肩、歩道脇の鉢植えや駐輪、明度差が確保されていない点字ブロック

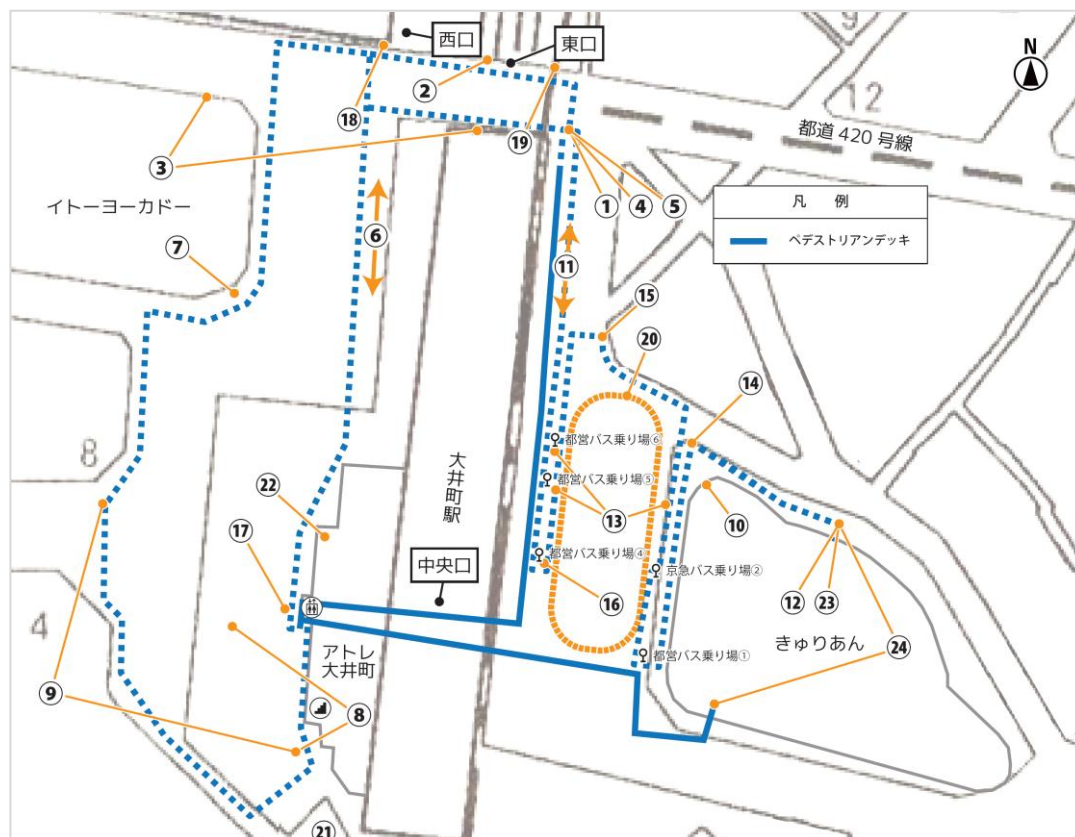
(3) まち歩き点検調査結果から見たバリアフリー化の現状

本計画に、障害者・高齢者をはじめとする区民の方たちの意見を反映させるため、生活関連経路の中から大井町駅を中心としたルートを設定し、区民の方たちによるまち歩き点検調査を実施し、バリアフリー化の問題点や課題について意見交換を行いました。

■実施概要

第1回 (当事者参加)	日 時：平成26年7月23日（水）9:30～12:00 参加者：視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由児者父母の会、知的障害者育成会、精神障害者家族会、重症心身障害者を守る会、杖使用者、高齢者、その他介助者、町会関係者、大井警察署職員 計18名
第2回 (協議会・事業者参加)	日 時：平成26年7月28日（月）13:30～16:00 参加者：大井町駅周辺地区バリアフリー計画策定協議会関係者 計8名

■点検ルート・意見箇所



※第1回まち歩き時では、本ルートを2つのルートに分け、2班体制で実施しました。

※図中の番号は意見箇所を示し、内容は33～35ページの表内の番号の意見に対応します。

■主な意見

【道路】

対象		意見内容等
全般	歩道・横断歩道	・横断歩道に歩行者のための広角ミラーがあると、自転車や人とぶつかりにくくなる。
	点字ブロック	・規格がまちまちであるため、統一してほしい。 ・曲がり角の敷設の仕様が統一されていない。 ・色は黄色でないと弱視の方は見づらい。 ・暗いところでも分かりやすいように、LEDや蛍光色にするなど工夫してもらいたい。 ・色や突起の劣化箇所があるため、定期的な補修を行って欲しい。 ・タクシー乗場や商業施設入口に点字ブロックが繋がっていない箇所がある。
	信号機	・音響は「ピヨ・ピヨ」のようなツーコールが聞き取りやすい（まち歩きルートにおける音響は、すべてメロディ式ではなく、「ピヨ・ピヨ」のような擬音式）。 ・音量は交通量などを考慮して設定して欲しい。 ・青延長用ボタンと音響用ボタンが同じ白色のボックスであるため、区別がしづらい。
	案内表示	・案内板には点字を付けたほうがよい。 ・案内板のサインは、表示を見やすく明確にして欲しい。 ・案内板の漢字にはルビを振ってほしい。 ・公共施設だけでなく商業施設や商店街も表示して欲しい。 ・施設などの案内表示は、全体的に高い位置に設置しているものが多いが、高齢者や杖使用者は足元を見ながら歩くことが多いため、案内に気づきにくい。
都道420号線	歩道・横断歩道	・音響信号とエスコートゾーンをセットで整備して欲しい。…① ・グレーチングの目が粗く、杖や足が引っかかる可能性がある。…②
	点字ブロック	・道路の両側に設置して欲しい。…③ ・駅から区役所までの歩道に、試験的にセンサー付きの点字ブロックを整備できないか。
	信号機	・押しボタンの向きが使いづらい。…④※ ・交通量が多いため、音響信号の音が聞き取りにくく、音量を大きくして欲しい。…⑤※ ※平成26年8月29日に対応済み
区道《駅西側》	歩道・横断歩道	・東急大井町駅からアトレに向かう歩道は、勾配がきつい。…⑥ ・イトーヨーカドー大井町店前のタクシー乗場の段差が高い。…⑦ ・ゼロ段差を示す車椅子マークの位置がずれている箇所がある。 ・ゼロ段差を示す車椅子マークがない箇所がある。 ・ゼロ段差のすりつけ部に着色すると、車椅子マークより分かりやすくなるのではないかな。 ・ロータリーを横断する横断歩道は、現在島状で2回渡る形態だが、駅側の広場部分を広げて1回だけ渡るようにできないかな。
	点字ブロック	・点字ブロック上に駐輪している箇所がある。 ・直角には移動しづらいため、直角に設置しないで欲しい。
	信号機	・音響信号とエスコートゾーンをセットで整備して欲しい。…⑧ ・歩行者の青信号の時間が短い。…⑨

対象		意見内容等
区道《駅東側》	歩道・横断歩道	・全体的に歩道の幅が狭く、車椅子使用時に人とのすれ違い等で不便を感じる。 ・カーブ部で道路側に傾斜しているため、歩きにくい。…⑩ ・駐輪場、バス乗場、喫煙コーナーがあるため、自転車も人も通行が多く、危険である。…⑪
	点字ブロック	・点字ブロックの突起の高さが低くなっている箇所があり、足裏や杖で分かりづらい。…⑫ ・直角には移動しづらいため、直角に設置しないで欲しい。 ・バス停への点字ブロックにバス利用者が並んでいると交錯し、危険である。…⑬
	信号機	・横断歩道に信号機のない箇所があるため、設置して欲しい。…⑭ ・信号機の押しボタンが横に2種類設置されている箇所があるが、縦に2つのほうが使いやすい。…⑮ 
	案内表示	・タクシー乗場の案内表示が、乗場にしか設置されておらず、その案内表示も手前の柱に隠れて見えない。…⑯
ペデストリアンデッキ	案内表示	・バス乗場案内が見えにくい。 ・タクシー乗場の案内表示は駅側から見えない。 ・案内表示を音声化して欲しい。 

【旅客施設（大井町駅）】

対象	意見内容等
大井町駅（全般）	・「中央口」「西口」「東口」などの名称について、位置が分かりにくい。
大井町駅（中央口）	・JR改札口からりんかい線への誘導（案内）が分かりづらい。 ・JR改札口の横に駅員のいる相談室のようなものがあると話しかけやすい。 ・JR改札口からエレベーターで駅西側のロータリーに降りた箇所について、エレベーターと点字ブロックの距離が近いため、エレベーター待ちの人と交錯して歩きづらい。エレベーター前を通らずに通行できるよう点字ブロックを追加敷設して欲しい。…⑰ ・上記のエレベーターの幅が狭い。また、利用者が多いのでもう1基あると良い。 ・JR改札口から駅西側のロータリーに降りる下りのエスカレーターがない。 ・階段は「左側通行」のルールとなっているが、利き手の関係で右側の手すりの使用が好ましく、右側を通行したい人がいることを周囲が理解して欲しい。

対象	意見内容等
大井町駅 (西口)	・道路から東急大井町線または JR の改札に上がるエレベーターは、地下にも行くため、待ち時間が増え、いつも混んでいる。スロープがあると良い。…⑮ ・東急大井町線と JR の乗り換え経路にエレベーターを設置して欲しい。 
大井町駅 (東口)	・手すりのある階段の踏面が丸みを帯びており、足を置く面積が少ないため使いづらい。…⑲

【その他】

対象	意見内容等
バス乗場	・駅西側ロータリーのバス乗場は、行き先表示が分かりづらいので、路面に表示するなど遠くからでも分かりやすくして欲しい。…⑳
公衆トイレ	・大井町駅前公園のトイレは、車椅子では入れない。…㉑ ・施設までの点字ブロックを設置して欲しい。
大井駅前交番	・位置が分かりづらいので、案内や表示を分かりやすくして欲しい。…㉒
きゅりあん	・建物内の点字ブロックの色、素材、突起の高さが低い等によりわかりづらい。 ・1階入口前の歩道と車道のすりつけ部の勾配がきつい。…㉓ ・1階も2階も入口が分かりづらい。…㉔ ・自動ドアによっては早く閉まって危ない。
エレベーター	・エレベーター内は暗いため、押しボタンを平常時明るくし、押した階の数字盤が暗くなる仕様のほうがわかりやすい。
工事現場	・工事中のカラーコーンを黄×黒から赤×白にしたほうが分かりやすい。
マナー	《自転車》 ・歩道を走行する自転車が怖い。とくにスピードを出している場合は危険である。(区役所通りの北側歩道や、大井町駅東口から駅東側ロータリーに向かう経路の線路側の歩道など) ・施設利用者による歩道上の駐輪が、歩行者空間を狭めている。利用者のマナーの問題ではあるが、管理者側を含め、まちぐるみで心のバリアフリーに積極的に取り組むべきである。 《その他》 ・歩きスマホは人とぶつかる危険性がある。



まち歩き点検調査のようす

第4章 重点整備地区の整備方針

生活関連施設・生活関連経路のバリアフリー化の現状を踏まえ、大井町駅周辺地区（重点整備地区）におけるバリアフリー化の推進に向け、以下の整備方針を掲げます。

ここに示す整備方針は、品川区がめざす“大井町駅周辺地区におけるバリアフリー化の姿”を示したものです。

今後、この地区において、バリアフリー化の整備を進める際には、各整備方針に基づき、事業の実施主体となる事業者が、特定事業計画の作成などによって推進していきます。

1 整備方針

（1）生活関連施設の整備方針

①公共交通

【鉄道】

- ◆各路線とも一定のバリアフリー対応が完了している大井町駅については、今後も、内方線付点字ブロックの設置やトイレの多機能化・高機能化、誘導案内設備の整備など、さらなるバリアフリー化を図ります。
- ◆下神明駅については、エレベーターや多機能トイレが平成26年度中に運用開始される予定であり、運用後の状況等をみながら、さらなるバリアフリー化を図ります。

【路線バス】

- ◆ノンステップバスのさらなる導入を進めます。
- ◆大井町駅前バス乗降場におけるバス案内の充実や音声案内・バス接近表示装置の導入、ユニバーサルデザインに配慮した上屋・ベンチの設置など、バス利用者の利便性・快適性の向上をめざします。

②都市公園

- ◆児童向け広場にあるトイレの改善など、より一層のバリアフリー化を進めます。
- ◆バリアフリー経路や公園施設について、わかりやすい案内表示を設置するなど、だれもが利用しやすい公園とするよう努めます。

③建築物

【公共建築物】

- ◆移動等円滑化基準を満たしていない施設のバリアフリー化を優先的に進めます。
- ◆移動等円滑化基準を満たしている施設においても、道路や駐車場から施設内までの経路の使いやすさの向上、スロープの勾配の改善、だれでもトイレの整備、洋式トイレの設置、バリアフリー経路及びエレベーター、トイレ、駐車場などのわかりやすい案内表示の設置、外国人などの利用者に配慮した案内表示の設置、エレベーター等への聴覚障害者に対する緊急時の情報提供設備など、だれもが安心して利用できる施設整備に努めます。

【民間建築物】

- ◆高齢者や障害者のエレベーター優先利用の案内表示の設置、だれでもトイレの設置ならびに高機能化、車いす使用者の利用に配慮したカウンター等の設置、視覚障害者や外国人に配慮した案内表示の設置、授乳スペースの確保など、だれもが使いやすい施設整備に努めます。
- ◆簡易な改良や心のバリアフリーなどについては短期での達成及び着手をめざし、大幅な改修や大規模修繕については長期的な改修計画や店舗等の建替え時に取り組みます。

④駐車場

- ◆移動等円滑化基準にとどまらず、利用者の利便性に配慮したバリアフリー化を図ります。

(2) 生活関連経路の整備方針

①道路

- ◆セミフラット形式への移行、電線類の地中化、歩道の有効幅員の確保、段差や勾配の解消、点字ブロックの設置など、移動等円滑化のための道路の構造に関する基準を定める省令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定）ならびに東京都福祉のまちづくり条例に基づく基準に沿った整備を実施します。特に、大井町駅と区役所及びきゅりあんを結ぶ経路については、優先的に整備します。
- ◆点字ブロックを設置する際には、連続性や利用者の動線、視認性などに配慮し、視覚障害者の円滑な移動の確保に努めます。
- ◆歩道上の占有物への指導強化、放置自転車対策、自転車利用マナー向上に関する広報・啓発活動等の推進により、既存空間の最大限の活用を図り、安全な歩行空間の確保に努めます。
- ◆歩道整備が難しい経路においては、路肩のカラー化、点字ブロックの設置推進（横断歩道手前等）など、高齢者や障害者の視点に立った歩行空間の確保に努めます。
- ◆点字ブロック等が老朽化し、本来の機能を十分に果たせない状況も見られるため、バリアフリーに配慮した設備の維持管理を行います。

②交通安全施設

- ◆必要に応じた横断歩道へのエスコートゾーンの整備、音響式信号機の設置推進、道路標識の高輝度化及び違法駐車取締りなどにより、高齢者や障害者等の安全で快適な移動支援に向けた整備を進めます。

(3) 心のバリアフリーの取組方針

【区民の理解促進・情報発信等】

- ◆「おたがいさま運動」での取組に代表される、バリアフリーに関する啓発や理解促進のためのイベント開催、研修の実施、ホームページ等による情報発信などにより、区民の理解促進を図ります。
- ◆既に「おたがいさま運動」で取り組んでいるように、学校等でのバリアフリーに関するパンフレットの配布や体験イベントの実施など、学校教育との連携による心のバリアフリー教育を進めます。
- ◆区職員や公共交通事業者の職員、民間商業施設等の従業員の接遇研修の実施や資格の取得を進めます。

【安全で快適な移動空間】

- ◆自転車利用マナーの向上、放置自転車の撤去、路上占用防止の指導など、高齢者や障害者をはじめ、だれもが安全で快適に移動できる空間を確保するための取組を進めます。

2 目標年次

計画の推進にあたっては、短期・中期・長期と期間を定め、取組の段階的な発展をめざします。短期・中期・長期のおおよその目標年次とそこまでに達成すべき取組内容は下記のとおりです。

また、本計画に定めたバリアフリー化の取組は、スパイラルアップの考え方に基づき、随時点検・見直しを行いながら継続的に進めます。

目標年次と達成すべき取組内容

短期（3年後まで）：2015年度～2017年度（平成27年度～平成29年度）

大井町駅周辺地区において、早急に解決すべき問題に対して、道路や建築物等のバリアフリー化を進め、人々が安全にまちなかを回遊できるまちづくりをめざします。

中期（5年後まで）：2018年度～2019年度（平成30年度～平成31年度）

大井町駅周辺地区において、すぐには取り組むことが困難な問題の解決を図り、一体的・重点的なバリアフリー化の完了をめざします。

また、平成32年は、東京オリンピック・パラリンピック開催年でもあるため、重要施設の周辺等におけるサイン整備や区内全域における心のバリアフリーを進め、外国からの来訪者や品川区に土地鑑のない人でも安心してまちなかを回遊できるまちづくりをめざします。

なお、東京都の示す「2020年の東京」では、東京を2020年には現状の3倍近くの年間1,500万人の外国人旅行者が訪れる世界有数の観光都市とすることが目標として掲げられています。

長期（中期以降）：2020年度（平成32年度）～

大井町駅周辺地区のさらなるバリアフリー化をめざすにあたり、現状での位置づけが難しく、長期的な検討を要する事業や、中期から検討を行い、その後の実現をめざす事業などを整理することで、バリアフリー推進の継続的発展をめざします。

3 特定事業とその他の事業

重点整備地区における移動等円滑化を実現するため、各主体が取り組むべき特定事業^{※8}を次のとおり定めます。ここに定めた特定事業については、今後、各実施者が特定事業計画を作成し、その事業計画に基づく事業の実施が求められます。

なお、特定事業の実施時期については、基本的には短期で実施することを目標としますが、事業調整や調査等に時間を要するものや事業期間が長期にわたるものもあるため、実施予定時期を短期・中期・長期に分けて記載し、その実現を図ります。

※特定事業の実施予定時期におけるバーは以下を意味します。

■：整備等の具体化に向け、関係機関との協議・調整や検討を進めていく事業

■：整備等を実施する事業

(1) 公共交通特定事業

対象施設	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H27～29年度	中期 H30～31年度	長期 H32年度以降
大井町駅	JR 東日本	可動式ホーム柵の設置の検討	■		
大井町駅	東京臨海高速鉄道	可動式ホーム柵の設置の検討	■	■	
大井町駅	区・JR 東日本・東京臨海高速鉄道・その他関係事業者	乗り換え時のバリアフリー動線の確保のためのエレベーター設置の検討	■	■	■
下神明駅	東京急行電鉄	可動式ホーム柵の設置	■	■	
—	東急バス	ノンステップバスの導入の推進	継続	■	■
—		上屋・ベンチの設置の推進	継続	■	■
—		バス接近表示装置の設置の推進	継続	■	■
—	京浜急行バス	ノンステップバスの導入の推進	100%導入済み		
—		リフト付きリムジンバスの導入	■	■	■
—		上屋・ベンチの設置の推進	継続	■	■
—		バス接近表示装置の設置の推進	継続	■	■
—	都営バス	ノンステップバスの導入の推進	100%導入済み		
—		上屋・ベンチの設置の推進	継続	■	■
—		バス接近表示装置の設置の推進	継続	■	■

⁸ 特定事業：バリアフリー基本構想（品川区ではバリアフリー計画）において記載する必要のある、重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路の移動円滑化のために実施すべき事業。特定事業には、公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業の6種類があり、基本構想に特定事業を定めると、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。

(2) 道路特定事業

対象経路	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H27～29 年度	中期 H30～31 年度	長期 H32 年度以降
都道①	都・区	安全安心な歩行者動線確保の検討			
都道②	都	点字ブロックの整備に向けた検討（二葉図書館東側～品川区役所前交差点）			
		南側歩道における点字ブロックの整備（区役所前交差点～大井町駅前）			
		点字ブロックの整備に向けた検討（大井町駅前～池上通り）			
都道④	都・区	都市計画道路補助 163 号線一部区間整備に合わせた安全安心な歩行者動線の確保			
区道③	区	安全安心な歩行者動線確保の検討			
区道④	区	歩道のセミフラット化 点字ブロックの整備			
区道⑥	区	周辺の開発に合わせた道路整備の検討			
区道⑧	区	歩道のセミフラット化 点字ブロックの整備			
区道⑨	区	歩道のセミフラット化 点字ブロックの整備			
区道⑩	区	点字ブロックの補修等の検討			
区道⑬⑭	区	歩道の拡幅整備及び横断勾配の改善 点字ブロックの再整備			
重点整備地区 区域内	都・区	点字ブロックの適正な補修、維持管理	継続		
	区	タクシー乗場への点字ブロックの整備			
	区	ゼロ段差部の表示方法（マーク、着色）の検討			

注）対象経路の名称及び位置等は、P. 23 の表又は P. 25 の図を参照

(3) 都市公園特定事業

対象施設	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H27～29 年度	中期 H30～31 年度	長期 H32 年度以降
しながわ 中央公園	区	バリアフリーの視点に立った拡張部分（JT アパート跡地）の整備			
		だれでもトイレの整備に向けた検討			
		案内板の改善の検討			

(4) 建築物特定事業

対象施設	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H27～29 年度	中期 H30～31 年度	長期 H32 年度以降
品川区役所	区	都市計画道路補助 163 号線の整備に合わせたプラッツア等改修時におけるバリアフリーの視点に立った整備			
区立中小企業センター	区	案内設備までの点字ブロックの整備			
大井第二地域センター・区民集会所 大井保健センター	区	案内設備までの点字ブロックの整備			
しながわ観光協会 品川区社会福祉協議会 品川区消費者センター	区・その他関係事業者	出入口やエレベーター等の幅員改善に向けた協議			
南品川シルバーセンター	区	出入口までのスロープ勾配の改善			
関ヶ原シルバーセンター	区	出入口までのスロープ勾配の改善			
		だれでもトイレの高機能化（オストメイト対応等）			

(5) 交通安全特定事業

対象施設	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H27～29年度	中期 H30～31年度	長期 H32年度以降
—	東京都公安委員会	信号機の改良（音響機能の整備）			
—		横断歩道の整備			
—		必要に応じたエスコートゾーンの整備			
—		道路標識の超高輝度化による機能性向上・道路標示の適切な補修			
—		横断歩道及びバス停留所付近の駐車車両の指導取締りの実施			
—		歩道及び点字ブロック上の自動二輪車等の違法駐車等の指導取締りの実施			
—		違法駐車防止についての広報活動及び啓発活動の実施			
—		信号機のない横断歩道への信号機の設置			
—		利用者の利便性を考慮した信号機の改良（押しボタンの配列）			
—		信号機の改良（青信号点灯時間）			

(6) その他の事業

対象 施設・経路	実施者	事業概要	実施予定時期		
			短期 H27～29年度	中期 H30～31年度	長期 H32年度以降
品川道踏切	区・JR 東日本等	安全・安心な通行に関する調整	継続		
都道②	区・都・東京急行電鉄・サンピア商店街	サンピア商店街前の歩道のあり方の検討			
私道①	区・その他関係者	急勾配対策に向けた調整			
大井町駅西側ロータリー周辺	区・JR 東日本・その他関係事業者	大井町駅西側ロータリー周辺の整備の検討			
重点整備地区区域内	区・その他関係者	案内看板等のサインのバリアフリー化の検討			
	区	公衆トイレのバリアフリー化の検討			
各生活関連施設	区・都・施設管理者・その他関係事業者	道路上の点字ブロックと施設敷地内の点字ブロックの連続性の確保に向けた検討			
アワーズイン 阪急	大井開発	聴覚障害者対応設備（客室伝達装置、振動式ドアノックセンサー、振動式アラームセンサー、電話筆談器等）の設置の検討			
ヴィアイン東京 大井町	JR 西日本ヴィアイン	聴覚障害者対応設備（客室伝達装置、振動式ドアノックセンサー、振動式アラームセンサー、電話筆談器等）の設置の検討			

注）対象経路の名称及び位置等は、P. 23 の表又は P. 25 の図を参照

4 ソフト施策

「3 特定事業とその他の事業」で示したハード整備の整備効果を高めるとともに、ハード整備が困難な場面においてもバリアフリー化を進めるためのソフト施策を次のとおり設定し、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進します。

(1) 人材育成と啓発活動の推進

①ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動に関する講座の推進

区では、区民・事業者・区職員を対象に平成22年度から継続して、「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」における取組として、ユニバーサルデザイン研修・おたがいさま運動に関する講座を開催しています。ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する基本的な知識とともに、車いすや白杖の体験等を通して互いに思いやり支えあうことの大切さを感じることができるものであると、参加者からも好評を得ています。

今後も、こうした学び、感じる場を通じてさまざまな世代や団体に対して正しい理解の浸透を図り、区全体で心のバリアフリーを進めます。

②人材育成の推進

公共交通事業者や商業施設、団体の中には、サービス介助士やガイドヘルパー等の資格取得、バリアフリーや介助等に関する研修などを継続的に実施しているところがあります。また、障害者との意見交換や交流の機会を設けることで相互理解のできる人材を育成している団体もあります。

だれもが安全・安心して快適に移動やさまざまな活動が行えるよう、区は事業者などを中心に、既に実施されている人材育成の取組の輪を広げる働きかけを進めます。

(2) 地域が一体となったマナーの向上

①放置自転車対策の推進

区では、高齢者や障害者等の安全な通行を確保するため、自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去、放置防止啓発活動の3つの対策をこれまで実施してきましたが、平成25年度の放置自転車等の撤去台数は17,711台になります。

放置自転車解消には、区だけではなく、施設管理者の取組や利用者のマナー向上など、地域が一体となった取組が必要です。

今後も、区は放置自転車等の撤去など3つの対策を引き続き実施するとともに、大井町駅周辺などを中心とした放置自転車クリーンキャンペーンを地域の方々との協働事業として実施していきます。

②道路の不正利用対策の推進

大井町駅周辺地区において、安全で快適な歩行空間を確保するとともに回遊性を高めるためには、路上駐車・路上駐輪、看板等のはみ出し設置、商品等の道路へのはみ出しなど、道路の不正利用の防止を強化する必要があります。

そのためには、区・警察・商店街・区民が協働し、啓発活動・指導・パトロール・取締りなどを引き続き実施するとともに、放置自転車対策とも連携した取組を推進します。

（３）まちなかの移動に関する利便性の向上

大井町駅周辺地区におけるまちなかの移動・回遊の利便性を向上するためには、来訪者にわかりやすい情報提供が不可欠です。車いす利用者、乳幼児連れの方、高齢者、その他障害をお持ちの方などにとっては、トイレやエレベーターなどのバリアフリーに関する情報は非常に重要であり、また、外国人を含む来訪者にとって、わかりやすいサインの果たす役割もまた重要です。

来訪者が街なかを円滑かつ快適に移動できるよう、区では、大井町駅周辺におけるわかりやすいサイン整備を進めるとともに、バリアフリーに関する情報について、区のホームページへの掲載やマップ作成などの情報提供ツールの検討を進めます。

（４）その他の取組

①移動に配慮を必要とする人への理解促進

障害者をはじめ、移動に配慮を必要とする人の特性等を正しく理解することこそが、心のバリアフリーを推進する第一歩となります。

例えば、身体障害者補助犬法により認められている、公共施設や公共交通機関、飲食店、商業施設、病院などへの補助犬同伴の認知度の向上や「ほじょ犬マーク」の普及啓発などをはじめとした、移動に配慮を必要とする人への理解促進を進めます。

②バリアフリーへの取組気運の醸成

区・区民・事業者が一体となりバリアフリー化を推進するためには、全体での取組気運を醸成することが重要になります。

そこで、区では、区民や事業者の方たちの取組意欲を喚起するような仕組みや支援の検討・具体化を進めます。

5 事業等の推進に向けて

本計画に基づいて進められる事業等の実効性を確保するため、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（点検・検証）」「Act（改善）」のPDCAサイクルによる進行管理を行い、バリアフリー化に向けた取組を段階的かつ継続的に発展（スパイラルアップ）させることで、本計画に定めた基本目標である「すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」をめざします。

個別の事業の実施（Do）にあたっては、その設計や施工段階において、可能な限り利用者となる区民の参加を得ながら検討を進めることで、利用実態に即した整備に努めます。

事業等の点検・検証（Check）にあたっては、区民や関係事業者、関係行政機関等で構成される「品川区やさしいまちづくり推進協議会」を活用し、事業の進捗管理を行います。

点検・検証（Check）の結果をうけ、必要な事業の改善・追加等（Act・Plan）を行いながら、継続的・発展的なバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン社会を構築します。

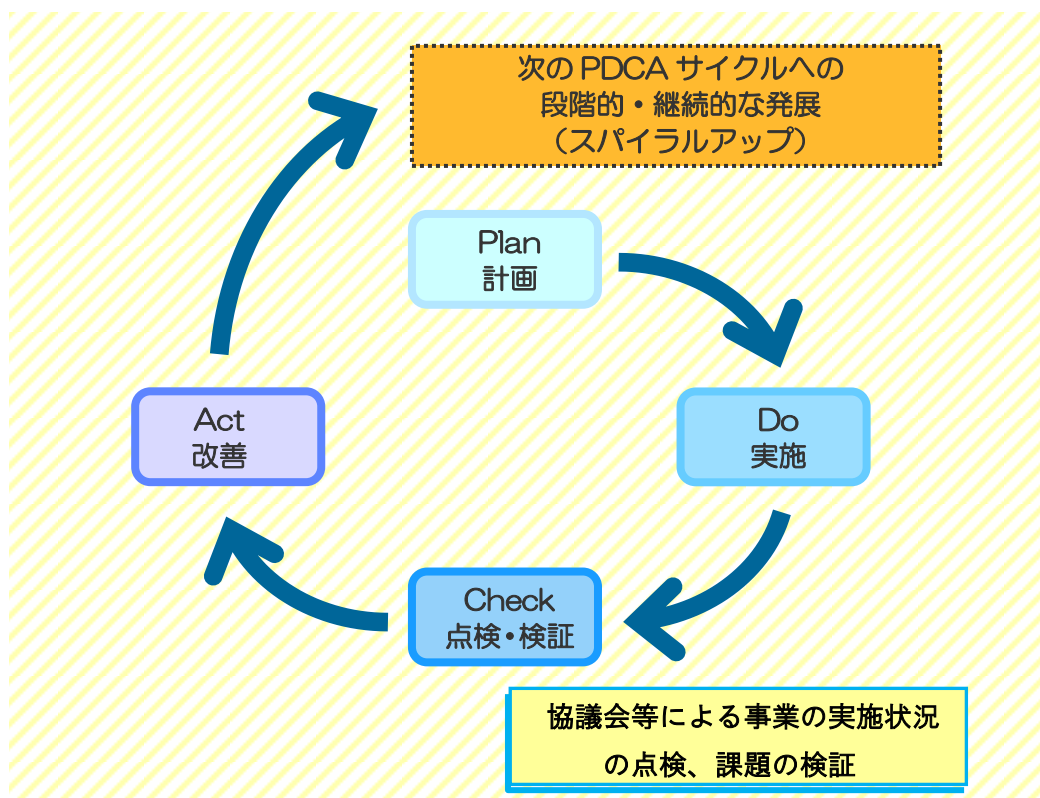


図 PDCA サイクルによるスパイラルアップのイメージ

また、本計画を推進するためには、次ページの図に示すように、区や特定事業の事業主体をはじめとした、区民（区民団体を含む）や事業者、関係行政機関等がお互いに連携・協働していくことが必要になります。

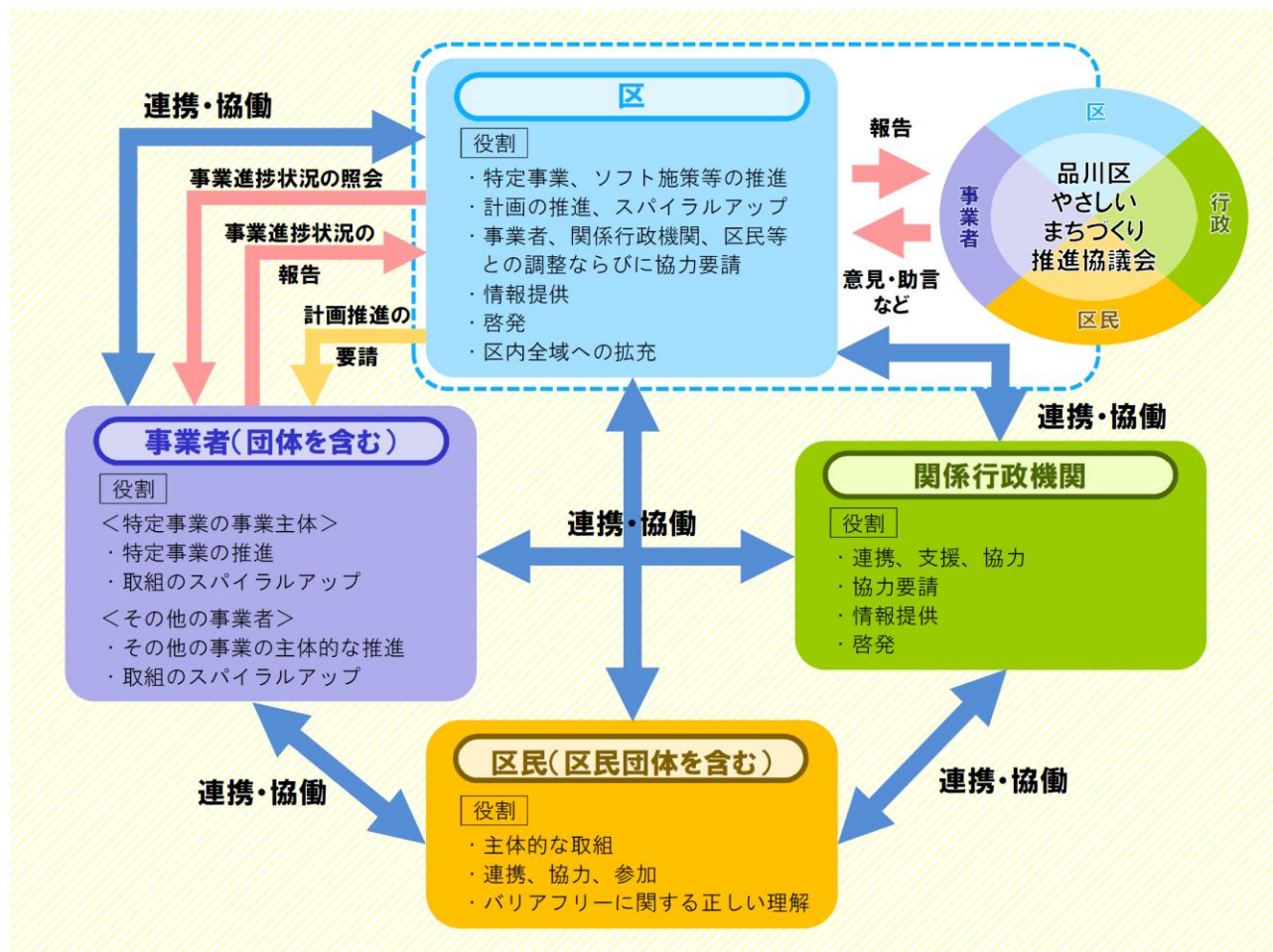


図 推進体制のイメージ

— 資 料 編 —

◇「大井町駅周辺地区バリアフリー計画策定協議会」構成員名簿……………	50
◇策定の経緯……………	51
◇「大井町駅周辺地区バリアフリー計画策定協議会」における協議経緯…	51
◇品川区バリアフリー計画策定協議会設置要綱……………	52

◇「大井町駅周辺地区バリアフリー計画策定協議会」構成員名簿

氏名	区分	所属
○藤井 敬宏	学識経験者	日本大学理工学部教授
高林 正敏	住民団体関係者	大井第一地域センター管内区政協力委員会会長
鶴見 一三	住民団体関係者	大井第二地域センター管内区政協力委員会会長
松崎 一雄	住民団体関係者	品川区高齢者クラブ連合会会長
島崎 妙子	福祉団体関係者	品川区障害者7団体協議会会長
浦山 嗣雄	商工関係者	品川区商店街連合会会長
加藤 雅之	商工関係者	特定非営利活動法人まちづくり大井事務局長
町野 東彦	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室副課長
織茂 宏彰	鉄道事業者	東京急行電鉄株式会社鉄道事業本部事業戦略部 事業推進課長
高松 稔	鉄道事業者	東京臨海高速鉄道株式会社運輸部設備課長
和田 明	バス事業者	東京都交通局自動車部事業改善担当課長
植竹 真吾	バス事業者	東急バス株式会社運輸部施設課長
勝間 繁男	バス事業者	京浜急行バス株式会社運輸部整備課長
後田 信治	関係機関（警視庁）	警視庁大井警察署交通課長
西園寺 英華	関係機関（東京都）	東京都建設局第二建設事務所補修課長
桑村 正敏	品川区	企画部長
中川原 史恵	品川区	地域振興事業部長
榎本 圭介	品川区	健康福祉事業部長
松代 忠徳	品川区	防災まちづくり事業部長
藤田 修一	品川区	都市環境事業部長

※敬称略、○は委員長

<事務局>

氏名	所属
中村 敏明	都市計画課長
東野 俊幸	都市計画課 計画調整担当
佐々木 健人	

◇策定の経緯

	策定協議会	庁内検討会	区民参加
平成 25 年 12 月		第 1 回検討会 (12/18)	
平成 26 年 1 月 2 月 3 月		第 2 回検討会 (2/6)	
4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月	第 1 回協議会 (7/16) 第 2 回協議会 (9/29) 第 3 回協議会 (11/20)	第 3 回検討会 (7/4) 第 4 回検討会 (10/9)	まち歩き点検調査 (7/23・28) } 生活関連施設管理者へのヒアリング パブリックコメント (12/11～1/9)
平成 27 年 1 月 2 月 3 月	第 4 回協議会 (2/3)	第 5 回検討会 (1/14) 第 6 回検討会 (3/20)	

◇「大井町駅周辺地区バリアフリー計画策定協議会」における協議経緯

回	日時	協議内容
第 1 回	平成 26 年 7 月 16 日 (水)	・ 協議会の趣旨と進め方 ・ 素案の説明と確認 ・ 整備方針の検討 ・ 特定事業の事例紹介 ・ まち歩き点検の実施について
第 2 回	平成 26 年 9 月 29 日 (月)	・ まち歩き点検の結果報告 ・ 整備方針の確認 ・ 特定事業の検討
第 3 回	平成 26 年 11 月 20 日 (木)	・ 計画原案検討 ・ パブリックコメントの実施について
第 4 回	平成 27 年 2 月 3 日 (火)	・ パブリックコメントの結果報告とその対応 ・ 計画案の作成 ・ 今後の事業推進に向けて

◇品川区バリアフリー計画策定協議会設置要綱

制定 平成26年6月24日

区長決定 要綱第90号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区におけるバリアフリー計画の策定に関し必要な事項を協議するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）（以下、「バリアフリー法」という。）第26条第1項に基づく協議会の設置に関して、同条各項に規定されている事項のほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バリアフリー計画 バリアフリー法第25条第1項に規定される基本構想
- (2) 重点整備地区 バリアフリー法第2条第1項第21号に規定される地区
- (3) 住民 重点整備地区の区域内に住所を有する者又は区域内に勤務し、在学し、滞在し、もしくは区域内を通過する者
- (4) 住民等 住民及び重点整備地区の区域内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人

(設置)

第3条 区長は、区全域又は次に掲げる重点整備地区ごとに協議会を設置することができる。

- (1) 大井町駅周辺地区

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) バリアフリー計画の策定に関すること
- (2) バリアフリー計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) その他関連する事項

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民等又は住民等の代表者
- (3) 交通管理者
- (4) 道路管理者
- (5) 区職員
- (6) その他区長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 協議会は、会務を総理し、協議会を代表する者として、委員長をおくことができる。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長の任期は、委員の任期による。

(運営)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、区長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(委員の報酬)

第8条 委員に対しては、次に定めるところにより、報酬を支給する。ただし、区その他行政機関の常勤職員である者に対しては支給しない。

(1) 委員長 23,000円

(2) 学識経験者 20,000円

(3) 前号までに掲げる者以外 14,000円

2 前項の報酬額には交通費相当分を含むものとする。

(事務の取扱い)

第9条 協議会に関する事務は、品川区都市環境事業部都市計画課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、都市環境事業部長又は協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月24日から施行する。

品川区 大井町駅周辺地区バリアフリー計画

平成27年3月

品川区 都市環境事業部 都市計画課
〒140-140 品川区広町2-1-36
電話 03(5742)6760